

令和元年8月27日（火）午後7時から
国立市役所1階 東臨時事務室

第4回 国立市子ども総合計画審議会 次第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 委員の紹介
4. 会長および副会長選出
5. 事務局職員紹介
6. 各施策のニーズ量及び確保提供量と、今後の方向性について
7. 「子ども・子育て支援事業計画（国立市新・放課後子ども総合プラン含む）」の骨子案について
8. 今後のスケジュールについて
9. 閉会

◆配布資料

- 資料No.1 国立市子ども総合計画審議会条例
- 資料No.2 国立市子ども総合計画審議会委員名簿
- 資料No.3 第二期 国立市子ども・子育て支援事業計画 骨子案
- 資料No.4 第1章 計画策定にあたって
- 資料No.5 第2章 子ども・子育て支援を取り巻く状況
- 資料No.6 第3章 計画の基本的な考え方
- 資料No.7 第4章 乳幼児期の教育・保育の整備
- 資料No.8 第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備
- 資料No.9 第6章 国立市放課後子ども総合プラン
- 資料No.10-1 放課後子ども総合プラン関係アンケート（小学生用）（案）
- 資料No.10-2 放課後子ども総合プラン関係アンケート（保護者用）（案）
- 資料No.11 「国立市子ども総合計画審議会」の今後のスケジュール（案）

国立市子ども総合計画審議会委員名簿（令和元年8月20日～令和3年8月19日）

分 野		所 属	氏 名	備 考
1	学識経験者 (2)	大妻女子大学	かとう えつお 加藤 悦雄	准教授
		国士舘大学	ほりい まきみち 堀井 雅道	准教授
2	学校教育、 保育・幼稚園関係 者 (4)	国立市立小中学校長会	こばやし ともひと 小林 理人	国立第二小学校 校長
		国立市私立幼稚園協会	おざわ たかふみ 小澤 崇文	ふたば幼稚園 園長
		国立市私立保育園園長会	よしだ じゅん 吉田 順	あいわ保育園 園長
		東京都立第五商業高等学校	くまがわ えり 熊川 英里	主任教諭
3	地域教育関係者 (2)	公益財団法人東京YMCA	なかざと あつし 中里 敦	主任主事
		日本放送協会学園高等学校 (NHK学園高等学校)	さとう きぬこ 佐藤 絹子	教諭
4	公募選出市民 (3)	市 民	さとう まさあき 佐藤 昌文	杉並区内認可保育所 保育士
		市 民	のじま みか 野島 美佳	市内自営 (助産師)
		市 民	はにゅう くみこ 羽生 久美子	主婦

第二期 国立市子ども・子育て支援事業計画

骨子案

(子ども・子育て支援法第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画)



目 次 (案)

～市長あいさつ～

～会長あいさつ～

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 子ども・子育て支援新制度の概要
- 3 計画策定の経過
- 4 計画の対象
- 5 計画の位置付け
- 6 計画の期間
- 7 第一期計画の評価と第二期計画の方向性

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

- 1 人口の状況
- 2 世帯の状況
- 3 出生の状況
- 4 未婚・結婚の状況
- 5 就業の状況
- 6 教育・保育サービス等の状況
- 7 放課後児童クラブの状況
- 8 その他の状況
- 9 ニーズ調査からの課題について

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念及び方針について（前書き）
- 2 基本理念
- 3 基本方針
- 4 計画の体系
- 5 計画のフローチャート（フロー図）
- 6 教育・保育の提供区域

第4章 乳幼児期の教育・保育の整備

- 1 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策
- 2 認定こども園の普及に係る基本的な考え方
- 3 幼稚園教諭と保育士の資質の向上
- 4 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実
- 5 教育・保育施設と地域型保育事業者の役割と連携
- 6 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校の連携



第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第6章 国立市放課後子ども総合プラン

- 1 放課後子ども総合プラン策定にあたって
- 2 学童保育所と放課後子ども教室の現状と課題
- 3 放課後子ども総合プランの具体的方策等について
- 4 市町村行動計画に盛り込むべき具体的な内容について

第7章 子ども・子育て支援事業の充実に向けた方策

- 1 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた方策
- 2 子ども・子育て情報の発信と子育て支援施策の拡充
- 3 児童虐待防止の充実
- 4 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 5 特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- 6 仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備

第8章 計画の推進体制

- 1 計画の推進
- 2 計画の進行管理
- 3 計画の進行状況の公表
- 4 国・都への要望

資料編

- 1 子ども・子育て支援法の抜粋
- 2 国立市子ども総合計画審議会条例
- 3 国立市子ども総合計画審議会委員名簿
- 4 計画策定経過
- 5 用語解説



第 1 章 計画策定にあたって <別紙参照>

1 計画策定の背景と目的

- 我が国における少子化対策の経緯と子ども・子育て支援法
- 子ども子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて本計画を策定
- 「第三次子ども総合計画」や「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育の量的拡大と質の確保に総合的に取組み、より一層の待機児童の解消を図る。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

- 子ども・子育て支援法第 61 条に定める市町村計画
- 一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設
 - (1) 制度の目的
 - (2) 子ども・子育て関連 3 法
 - (3) 制度の主な内容
 - (4) 給付・支援事業について

3 計画策定の経過

- ニーズ把握のため、子育て中の保護者等を対象にアンケート調査を実施
- 国立市総合計画を上位計画として、関連する個別計画と整合を図りながら策定する
- 「国立市子ども総合計画審議会」での審議、策定
- 市民からの意見募集のため、パブリックコメントを実施

4 計画の対象

- 本計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む 18 歳まで
- 本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とする



5 計画の位置付け

- 「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定する。
- 「国立市総合基本計画」の下、「国立市子ども総合計画」の下位計画（アクションプラン）として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」としても位置付け、関連する他の計画との連携を取りながら策定する。

6 計画の期間

- 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年

7 第一期計画の評価と第二期計画の方向性

- 第一期計画の評価を行い、そこから見えてくる本市の課題を抽出
- 評価においては、「担当課進捗管理」及び利用者等の視点によるニーズ調査との双方の視点に基づき整理するとともに、「国立市子ども総合計画審議会」の意見を踏まえ、第一期計画において示した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、評価を行う。
- 評価から見えてくる本市の課題から、第二期計画の方向性を明確にする。

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境 <別紙参照>

人口の状況、世帯の状況、出生の状況、未婚・結婚の状況、就業の状況、教育・保育サービス等の状況、放課後児童クラブの状況、その他の状況及びニーズ調査からの課題について

第3章 計画の基本的な考え方 <別紙参照>

1 基本理念及び方針について

○基本理念

子どもと家族と地域が輝き未来へつながるまち
～いきいき子育て・わくわく子育て～

【第三次国立市子ども総合計画】の基本理念を踏襲】

○基本方針

1. 質の高い教育・保育の提供
2. 保育の量的拡大・確保
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

第4章 乳幼児期の教育・保育の整備 <別紙参照>

○これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定。

- 1 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策
- 2 認定こども園の普及に係る基本的な考え方
- 3 幼稚園教諭と保育士の資質の向上
- 4 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実
- 5 教育・保育施設と地域型保育事業者の役割と連携
- 6 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校の連携

第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備 <別紙参照>

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- これまでの利用実績、事業内容、現時点での課題、ニーズ調査結果（市民の声）、人口推計等から、必要な量の見込み及び確保提供量を算出
- 令和2年度から令和6年度に向けての方向性

第6章 国立市放課後子ども総合プラン <別紙参照>

- 1 放課後子ども総合プラン策定にあたって
- 2 学童保育所と放課後子ども教室の現状と課題
- 3 放課後子ども総合プランの具体的方策等について
- 4 市町村行動計画に盛り込むべき具体的な内容について

第7章 子ども・子育て支援事業の充実に向けた方策

- 1 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた方策
- 2 子ども・子育て情報の発信と子育て支援施策の拡充
- 3 児童虐待防止の充実
- 4 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 5 特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- 6 仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備

第8章 計画の推進体制

計画の進行管理にあたっては、毎年度、計画の実施状況をPDCAサイクルのプロセスに基づき、評価・検討し、庁内推進体制の整備や既存事業についても検討、新規事業の研究や立ち上げなども行います。

また、計画の推進状況を定期的に「国立市子ども総合計画審議会」に報告し、評価を受けるものとします。

さらに、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。



資料編

- 1 子ども・子育て支援法の抜粋
- 2 国立市子ども総合計画審議会条例
- 3 国立市子ども総合計画審議会委員名簿
- 4 計画策定経過
- 5 用語解説

第二期 国立市子ども子育て支援事業計画の策定にあたって（案）

1 計画策定の背景と目的

国立市では、平成 15 年に「国立市子ども総合計画」を策定し、その下位計画（アクションプラン）として平成 17 年に次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策行動計画（前期）」を、平成 22 年には「次世代育成支援対策行動計画（後期）」を策定しました。さらに平成 23 年には「第二次国立市子ども総合計画」を策定しました。

国においては、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然として解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められ、「次世代育成支援対策推進法」における行動計画終了後の対策を見据え、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、これに基づき、新たな子育て支援の仕組みとして、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。この新制度は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指したものです。

子ども・子育て関連 3 法の一つ、子ども・子育て支援法では、地方公共団体の義務として、5 年を 1 期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、国立市においても、平成 27 年 3 月に「国立市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。さらに、平成 28 年 3 月には、地域を挙げて、社会全体で子どもとその家庭を支援する総合的な計画として「第三次国立市子ども総合計画」を策定しております。

現在の「国立市子ども・子育て支援事業計画」は平成 31 年度（令和元年度）を終期とすることから、令和 2 年度から 6 年度までの 5 か年を計画期間とした「第二期国立市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

国立市では、子ども総合計画や子ども・子育て支援事業計画に基づき、複数の保育園を新設し、また定員を増やすなどし、待機児童の解消を図ってきましたが、共働き家庭やひとり親家庭等の増加、また保育園の新設そのものが潜在的な需要を喚起する要因にもなり、待機児童の解消には至っていないことから、本計画に基づき、保育の量的拡大と質の確保に総合的に取り組み、より一層の待機児童の解消を図っていきます。

※現在、国がⅠ期～Ⅱ期の予定に向けた方針（指針）等を作成中ですので、追ってご連絡します。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

(2) 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援新制度の元となる3つの法律は、合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
3. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

(3) 制度の主な内容

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどにより、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、認可保育所（園）、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。
3. 地域の子ども・子育て支援の充実
地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

(4) 給付・支援事業について

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども子育て支援事業」に大別されます。

子ども・子育て支援給付

① 子どものための教育・保育給付

・施設型給付

認定こども園・幼稚園（※１）・認可保育所（※２）

・地域型保育給付

小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

② 子どものための現金給付

・児童手当

※１ 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行通り私学助成を継続

※２ 私立認可保育所は、現行通り、市町村が認可保育所に委託費を支払う仕組み

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する。
対象の範囲は法定。

①利用者支援

②地域子育て支援拠点事業

③妊婦健康診査

④乳児過程全戸訪問事業

⑤要保護児童等の支援に資する事業（養育支援訪問事業）

⑥子育て短期支援事業

⑦ファミリー・サポート・センター事業

⑧一時預かり事業

⑨時間外保育事業

⑩病児保育事業

⑪放課後児童健全育成事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

3 計画策定の経過

- 子育て中の保護者及び子ども自身の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5 歳）及び就学児童（6～8 歳）の保護者計 2,700 人を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」を平成 30 年 11 月 19 日（月）から 12 月 3 日（月）までを調査期間として実施しました。
- 小学校 5 年生及び中学校 2 年生計 600 人を対象として「子どもの育ちに関する意識調査」を、高校 2 年生相当年齢（平成 13 年度生まれ）の子ども 300 人を対象として「若者の生活に関する調査」を、上記と同期間に実施しました。
- 本計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、上位計画である国立市子ども総合計画に関する事項を審議する「国立市子ども総合計画審議会」を開催し、計画の内容について審議しました。なお、国立市子ども総合計画審議会は、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成された会議です。
- 計画素案に基づき、令和元年 11 月〇日（〇）から〇月〇日（〇）の期間において、パブリックコメントを募集し、広く市民の皆様からご意見を募りました。

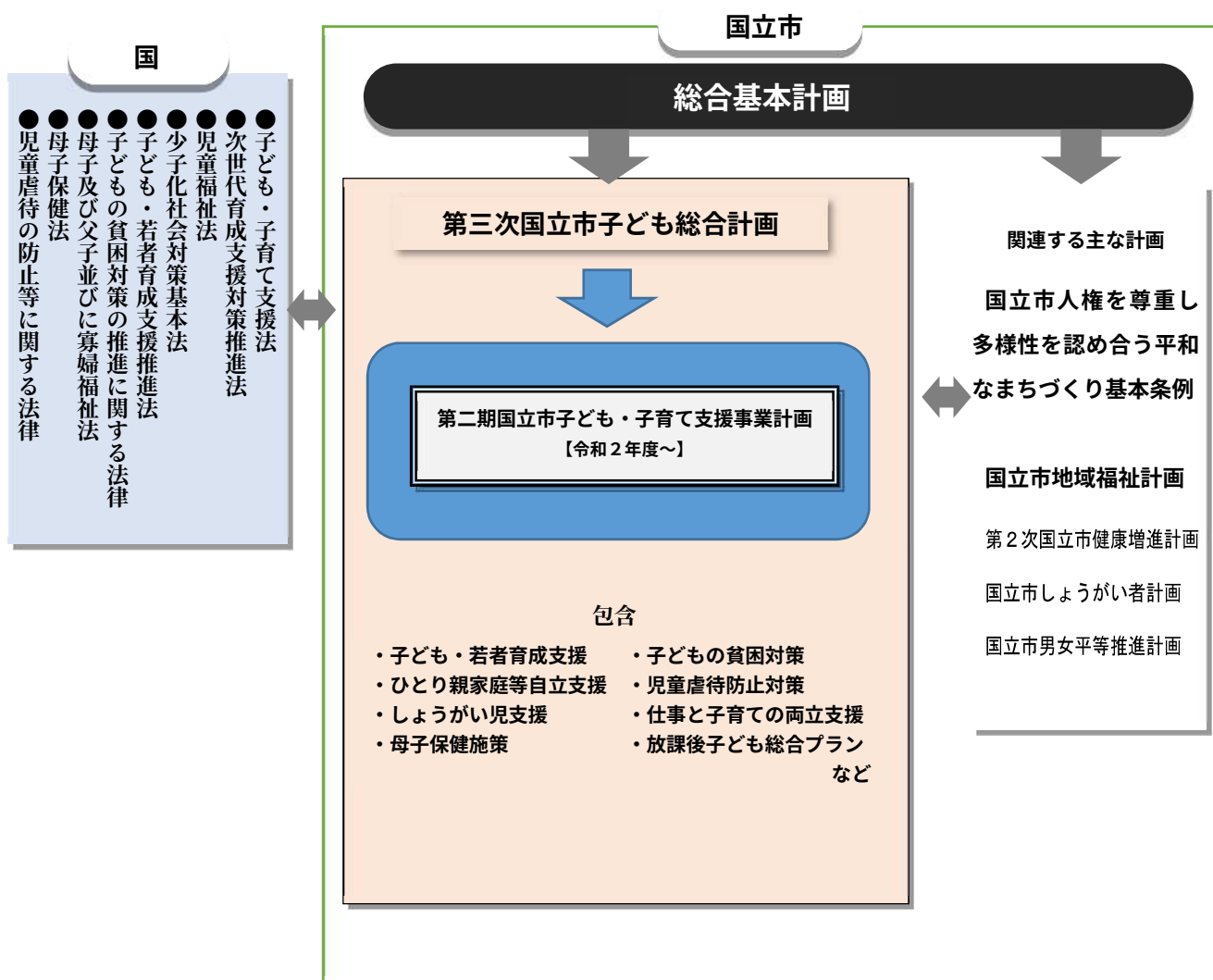
4 計画の対象

本計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む 18 歳までの者としてします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

5 計画の位置づけ

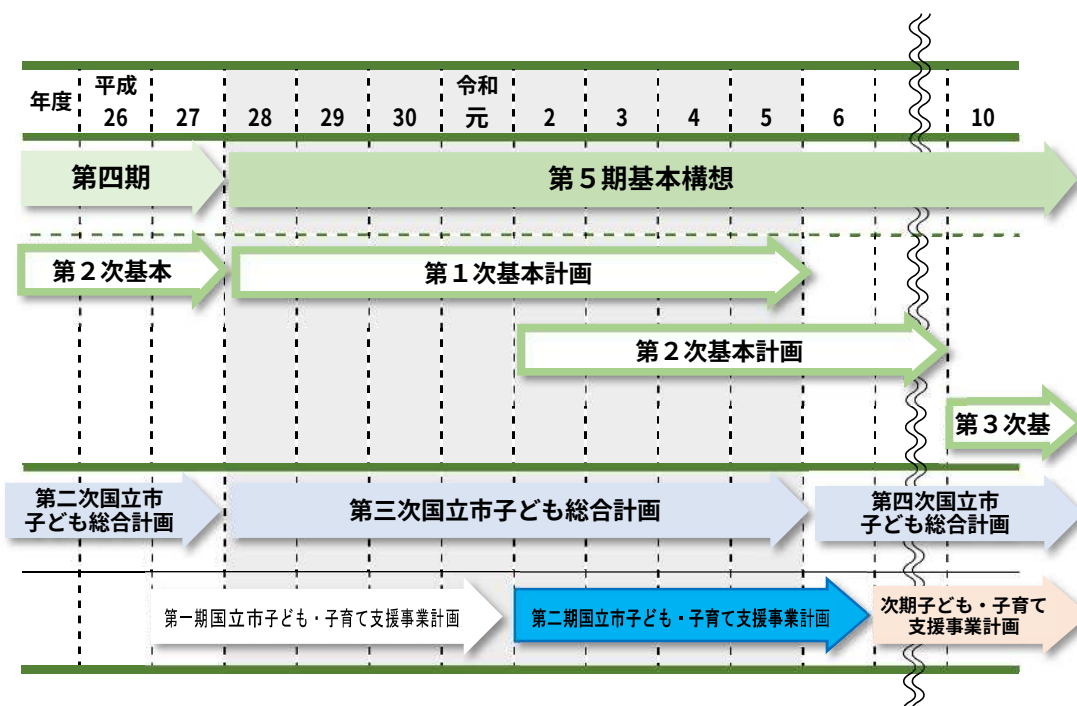
本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

また、「国立市総合基本計画」の下、「国立市子ども総合計画」の下位計画（アクションプラン）として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」としても位置づけ、関連する他の計画と連携を取りながら策定するものです。



6 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法において、地方公共団体の義務として、5 年を 1 期として策定することとされています。本市においても、子ども・子育て支援新制度が始まる平成 27 年度から平成 31 年度までを第 1 期として策定し平成 31 年度（令和元年度）が終期となることから、第 2 期として令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間を計画期間として策定します。



7 第一期計画の評価と第二期計画の方向性

第二期国立市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、第一期計画の評価を行い、そこから見えてくる本市の課題を抽出します。

評価においては、事業推進の視点による「担当課進捗管理」と、利用者等の視点による「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」との双方の視点に基づき整理するとともに、「国立市子ども総合計画審議会」の意見を踏まえ、第一期計画において示した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、評価を行います。

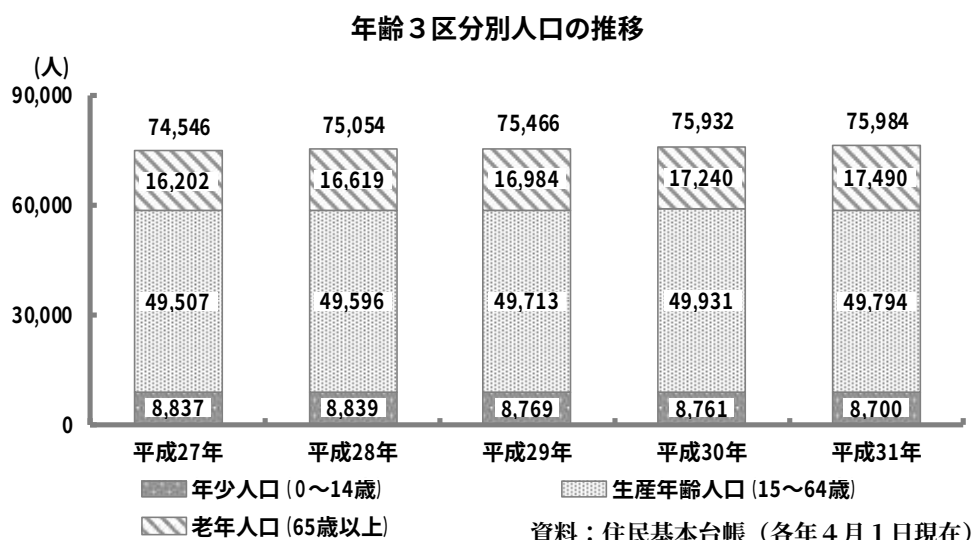
評価から見えてくる本市の課題から、第二期計画の方向性を明確にするものとします。

国立市の状況

(1) 人口の状況

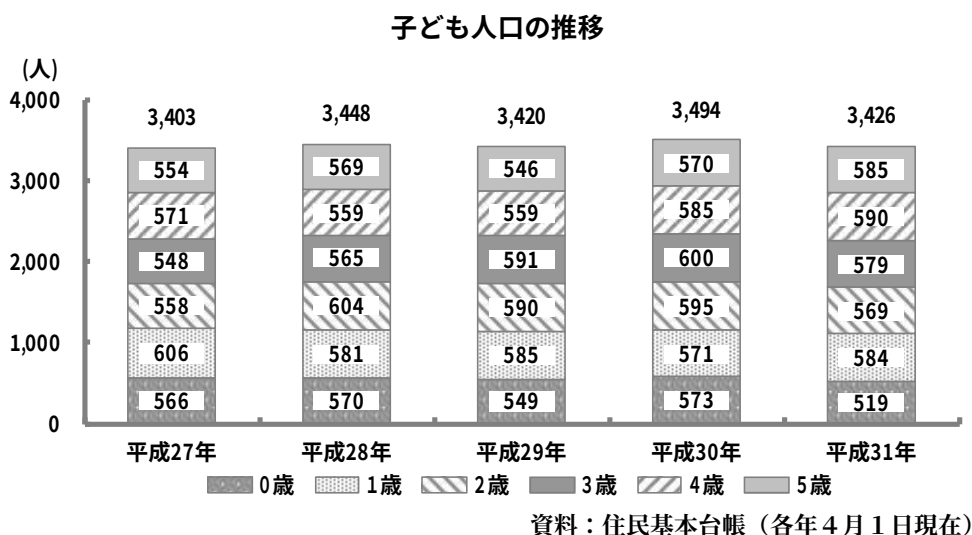
① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年で75,984人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



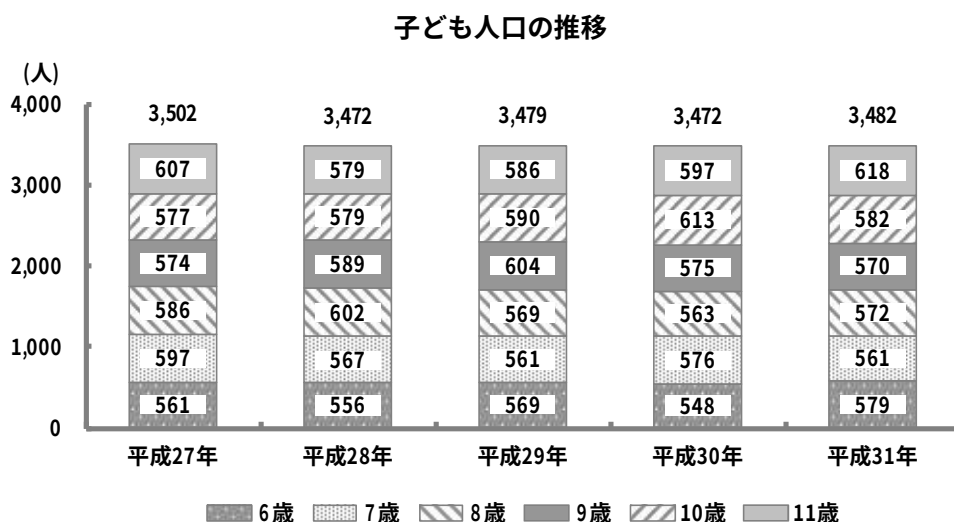
② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降増減を繰り返しており、平成31年4月現在で3,426人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

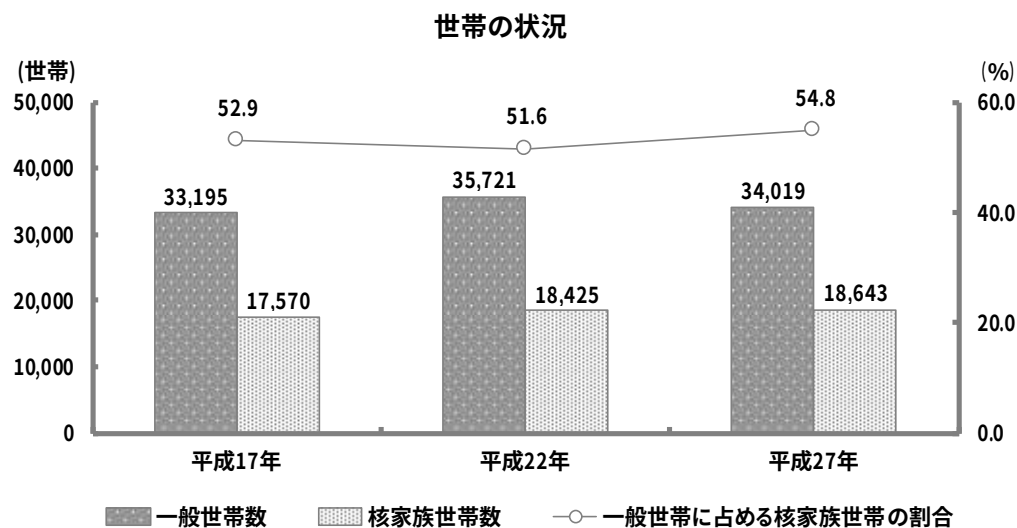
本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降横ばいで、平成31年4月現在で3,482人となっています。特に他の年齢に比べ、7歳の減少率が高くなっています。



(2) 世帯の状況

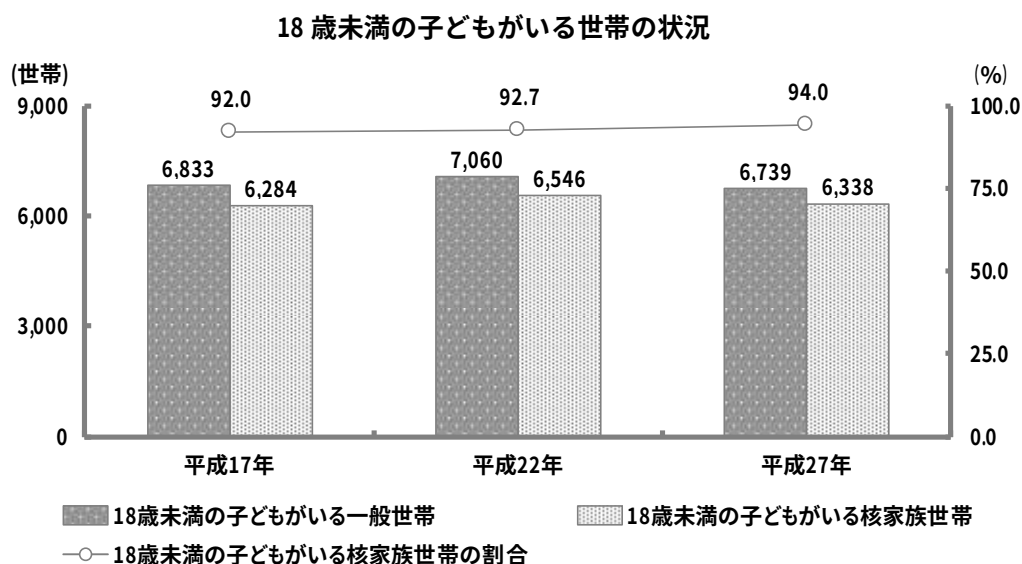
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で18,643世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合、一般世帯数も増加傾向にあります。



② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

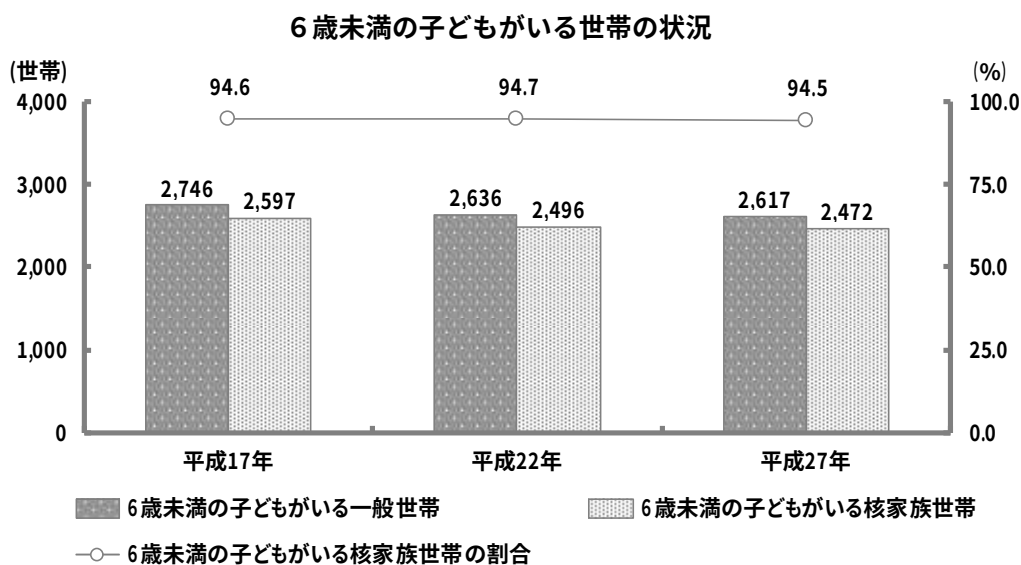
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少傾向であり、平成27年で6,739世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯は増減しており、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

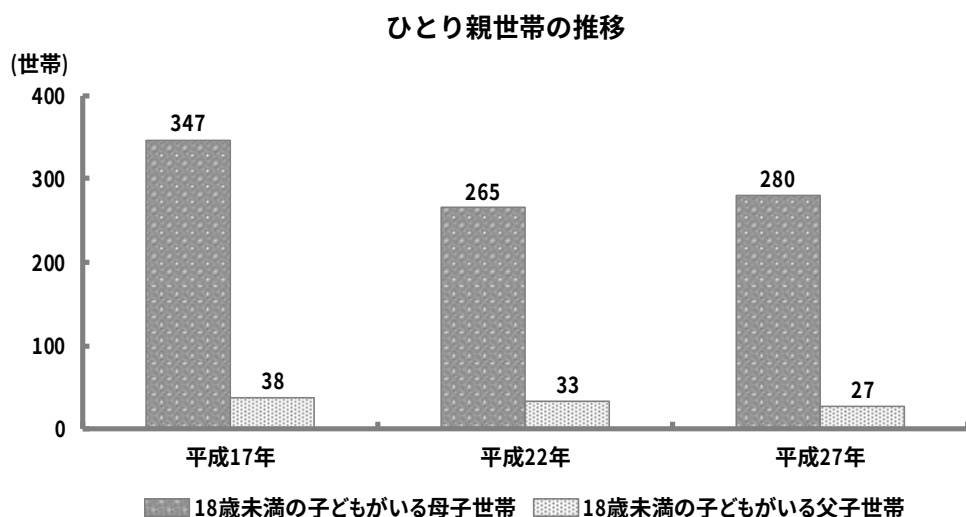
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で2,617世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯も年々減少しており、核家族世帯の割合は横ばいです。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ ひとり親世帯の推移

本市の 18 歳未満の子どもがいる母子世帯は減少傾向であり、平成 27 年で 280 世帯となっています。また、18 歳未満の子どもがいる父子世帯は年々減少しています。

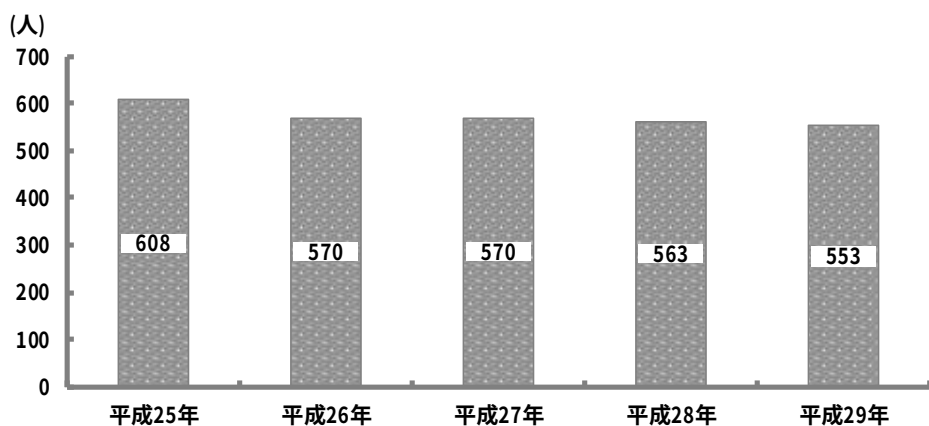


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

（3）出生の状況・・・・・・・・

① 出生数の推移

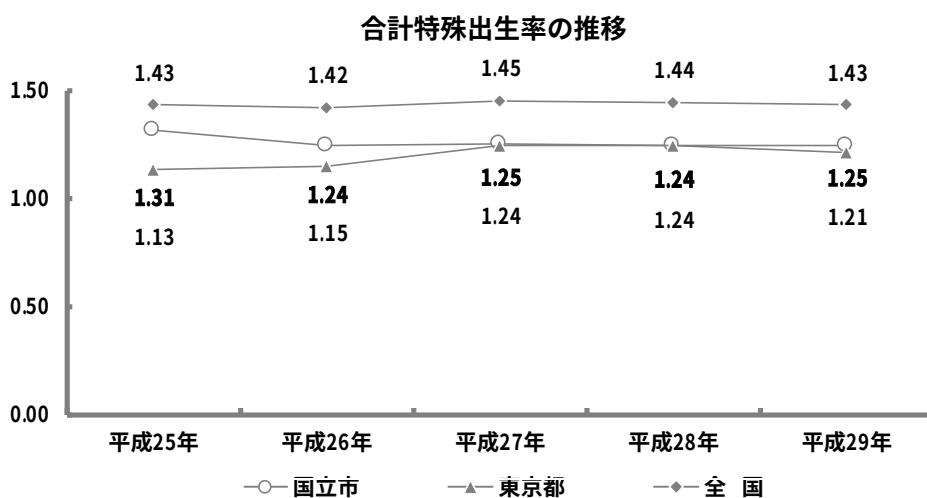
本市の出生数は減少傾向であり、平成 29 年で 553 人と過去 5 年間で約 1 割減少しています。



資料：東京都福祉保健局 人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

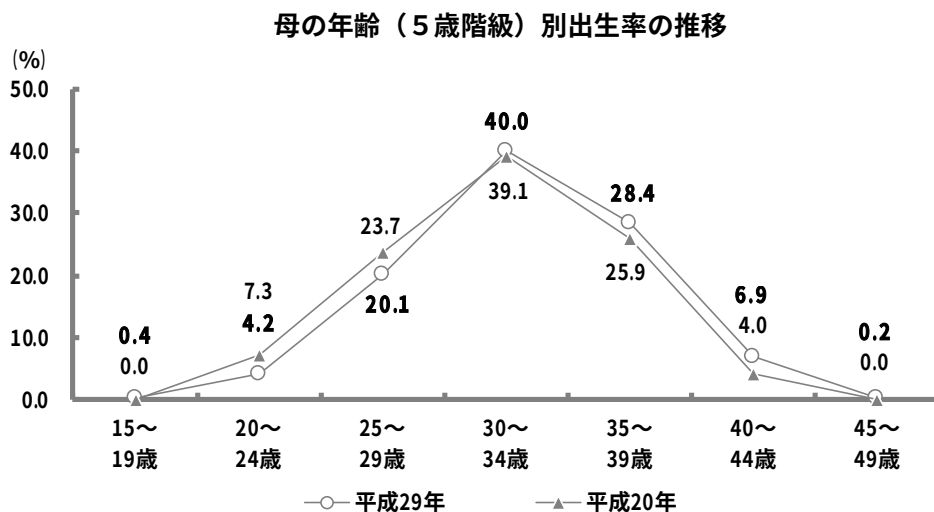
15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は平成26年以降横ばいで、平成29年で1.25となっています。また、全国と比較すると低い値であり、都よりは高い値の傾向で推移しています。



資料：各都道府県人口動態統計（市、都）厚生労働省人口動態調査（国）

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～29歳の割合が減少しているのに対し、30歳以上の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

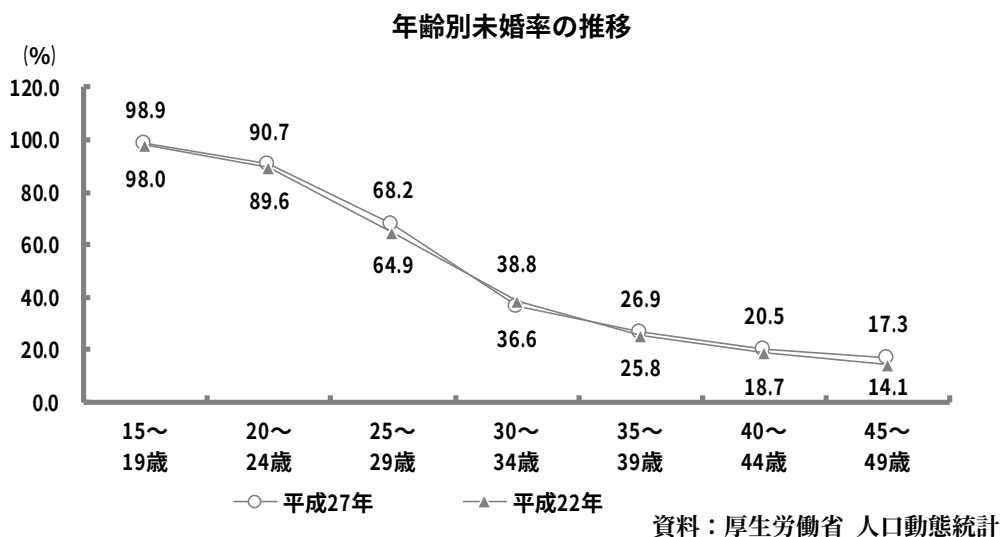


資料：東京都人口動態統計

(4) 未婚・結婚の状況 ● ● ● ● ● ● ●

① 年齢別未婚率の推移

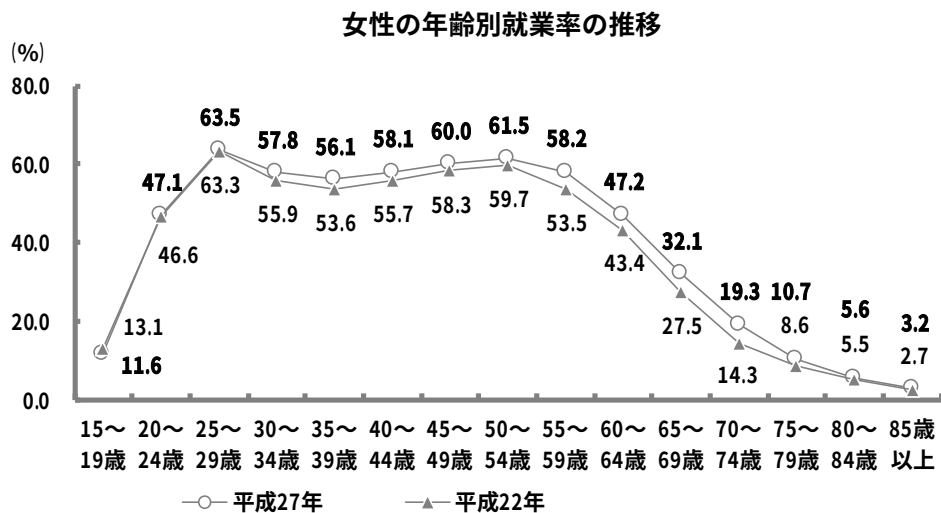
本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成 22 年に比べ平成 27 年で 35 歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。



(5) 就業の状況 ● ● ● ● ● ● ●

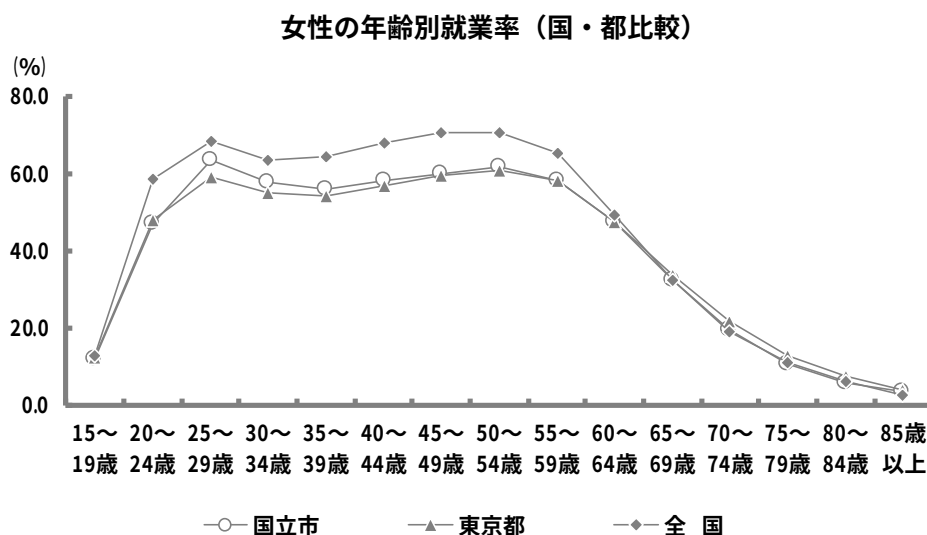
① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加する M 字カーブを描いています。落ち込みの大きい 30～44 歳の就業率は平成 22 年に比べ平成 27 年で上昇し、近年では M 字カーブは緩やかになっています。



② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

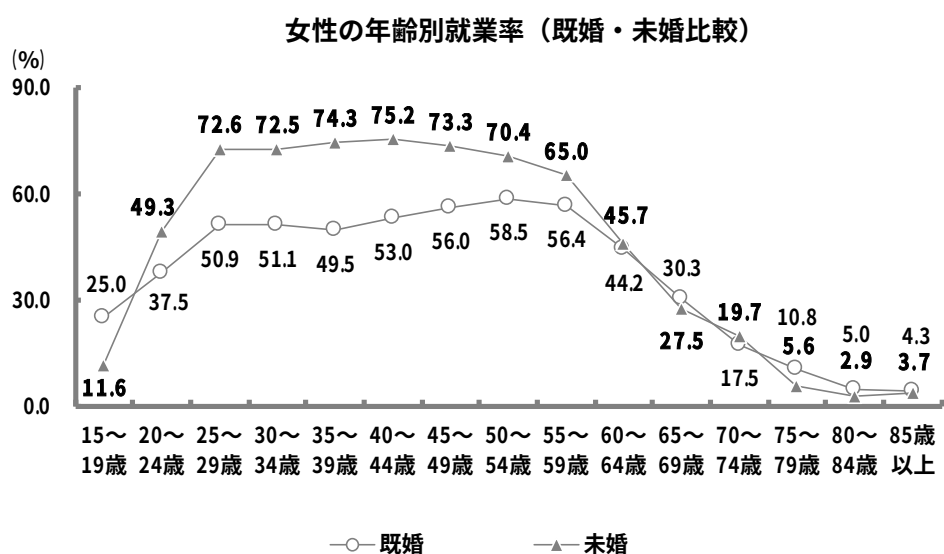
本市の平成 27 年の女性の年齢別就業率を全国、都と比較すると、25～54 歳で東京都より高いものの、全国よりは各年代で低い傾向にあります。



資料：国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日現在）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成 27 年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に 20 歳代から 50 歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

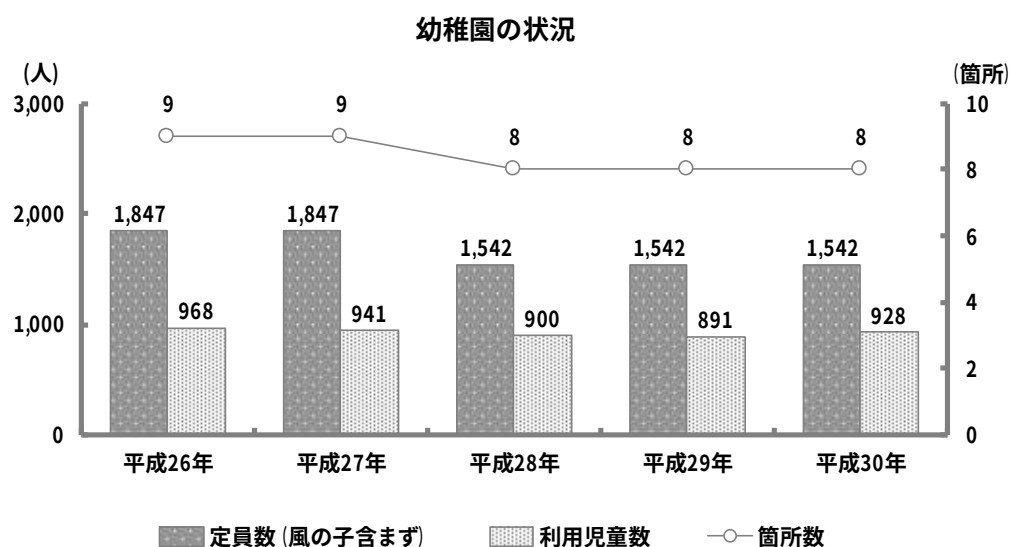


資料：国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日現在）

(6) 教育・保育サービス等の状況・・・・・・・・

① 幼稚園の状況

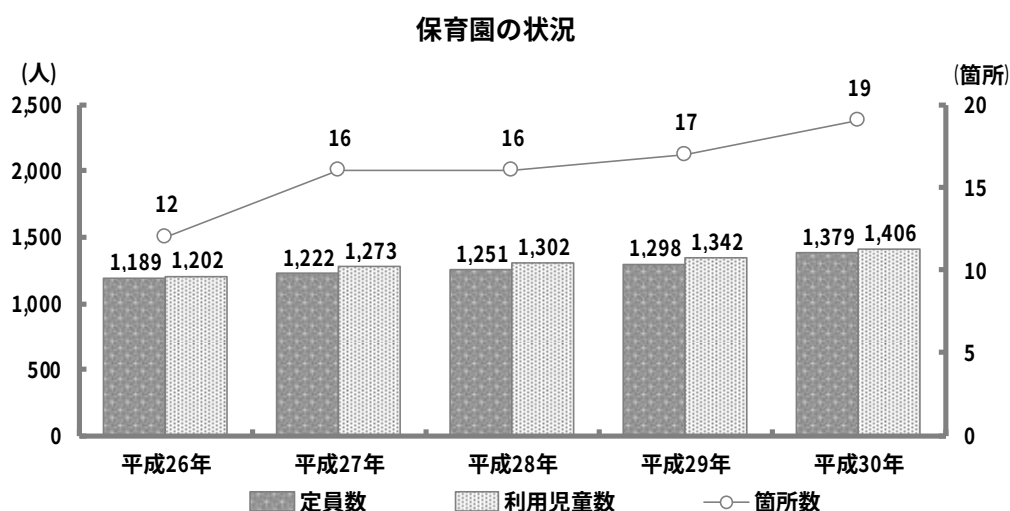
本市の幼稚園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに減少傾向となっており、平成30年で利用児童数は928人となっています。



資料：市の統計

② 保育園の状況

本市の保育園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに増加傾向にあり、平成30年で定員数1,379人、利用児童数1,406人となっています。

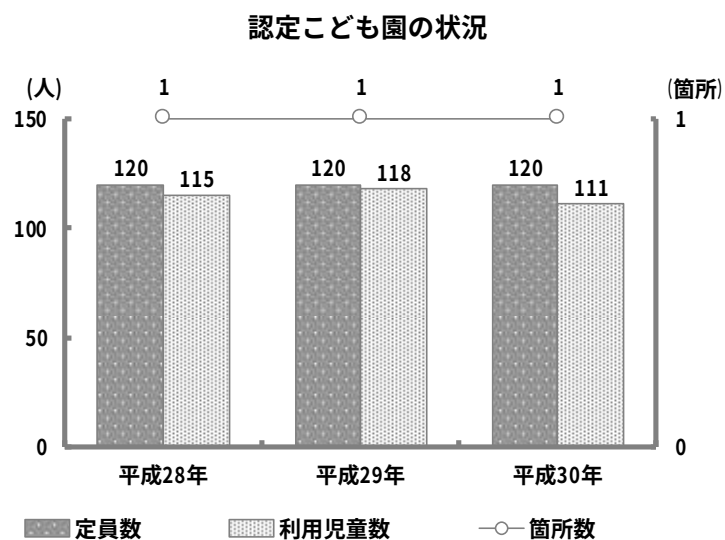


※小規模保育、家庭的保育(受託児含む,委託児含まず)を含む

資料：市の統計

③ 認定こども園の状況

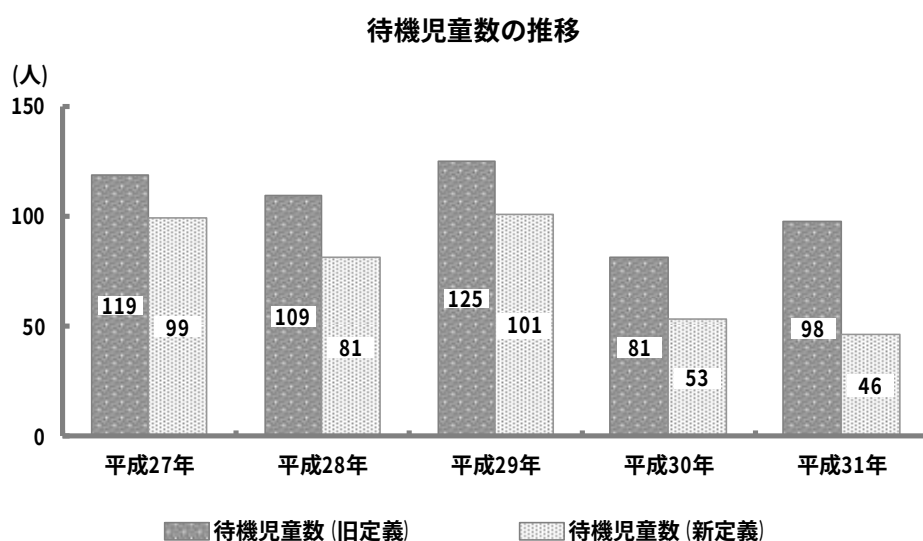
本市の認定こども園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに横ばいで推移しており、平成30年で定員数120人、利用児童数111人となっています。



資料：市の統計

④ 待機児童数の推移

本市の待機児童数の推移をみると、減少傾向にあります。平成31年で46人と待機児童数（新定義）は減少傾向にあります。

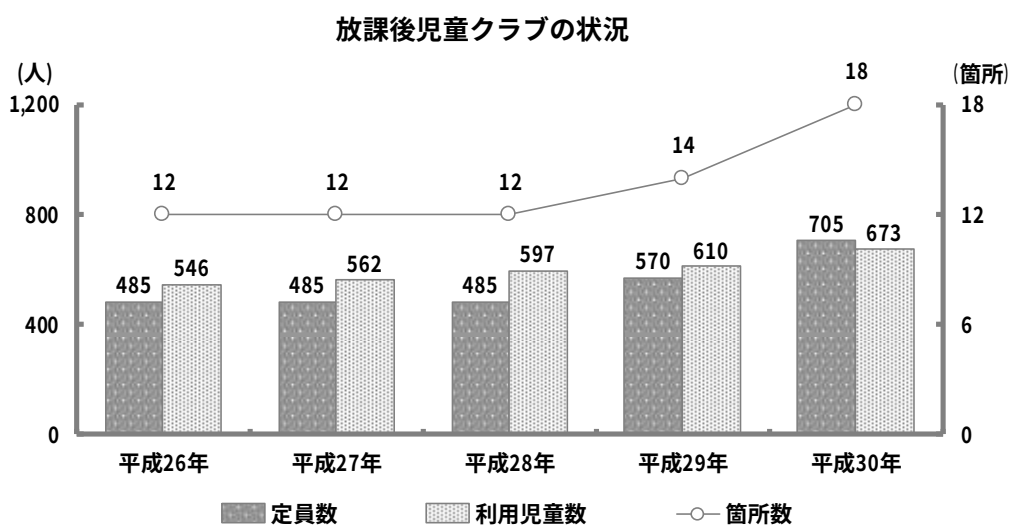


資料：市の統計

(7) 放課後児童クラブの状況・・・・・・・・

① 放課後児童クラブの状況

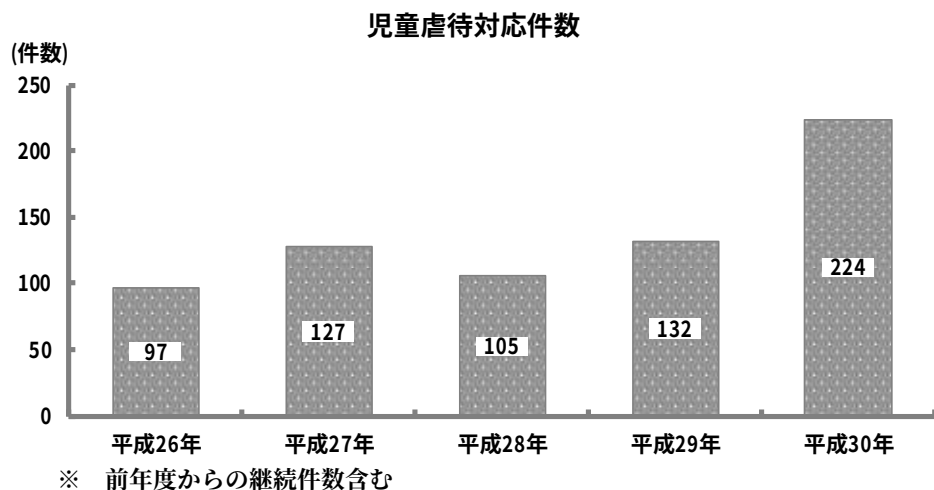
本市の放課後児童クラブにおける利用児童数は平成 26 年以降年々増加しており、定員数・箇所数は平成 28 年以降年々増加しています。利用児童数は、平成 31 年で 673 人となっています。



(8) その他の状況・・・・・・・・

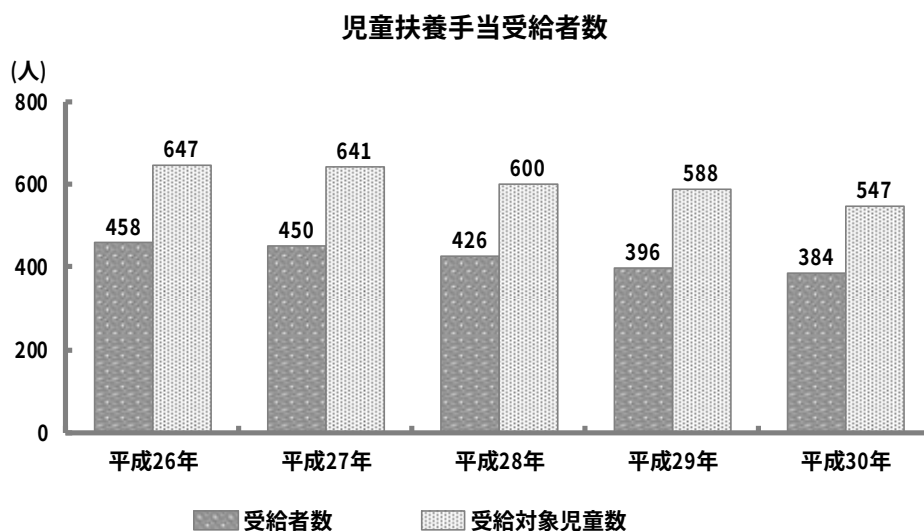
① 児童虐待対応件数の推移

本市の児童虐待対応件数は平成 28 年以降年々増加しており、平成 30 年で 224 人と過去 5 年間で約 2.3 倍に増加しています。



② 児童扶養手当受給者数の推移

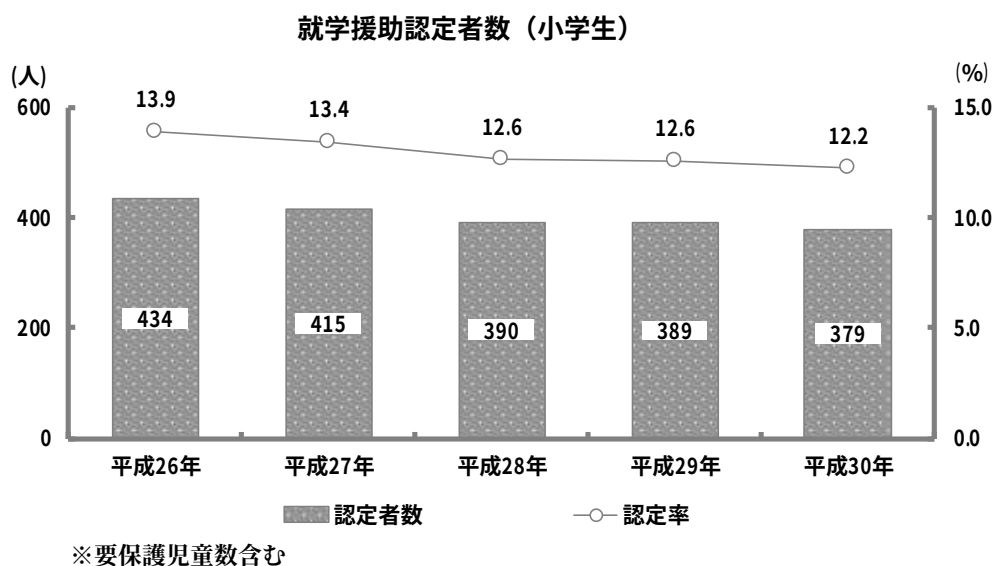
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、平成30年で受給者数が384人、受給対象児童数が547人となっています。



資料：市の統計（各年9月末日）

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

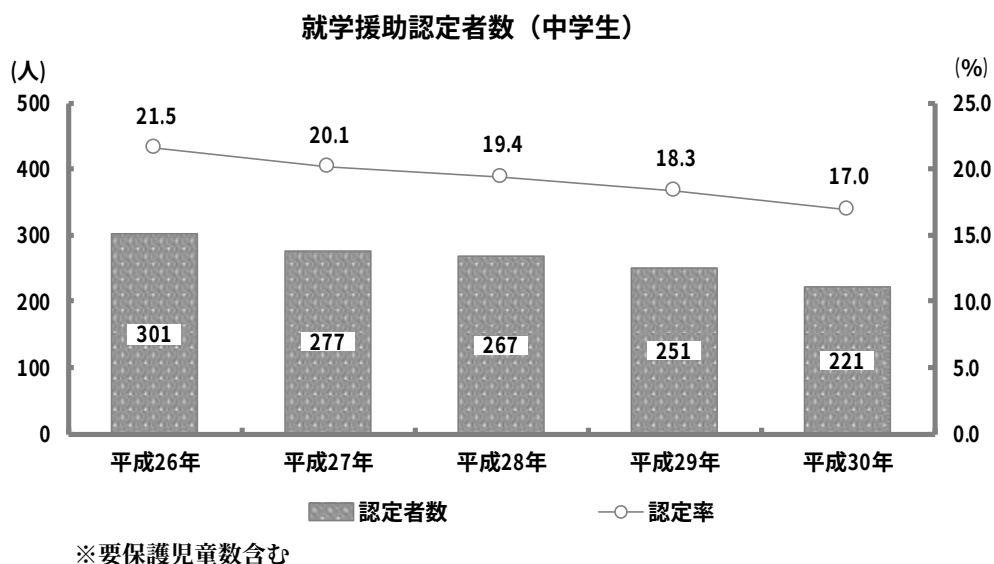
本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は年々減少しており、平成30年で認定者数が379人、認定率が12.2%となっています。



資料：市の統計

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

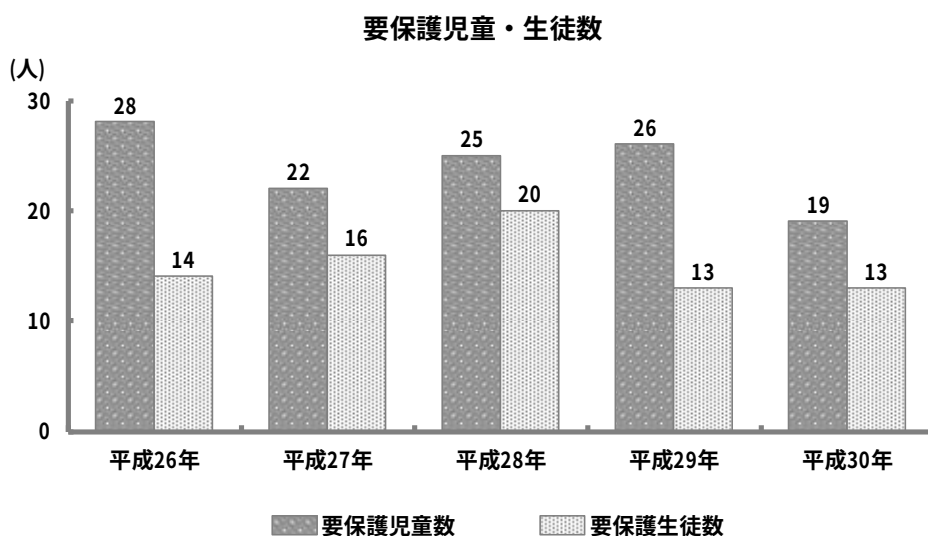
本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は年々減少しており、平成 30 年で認定者数が 221 人、認定率が 17.0%となっています。



資料：市の統計

⑤ 要保護児童・生徒数の推移

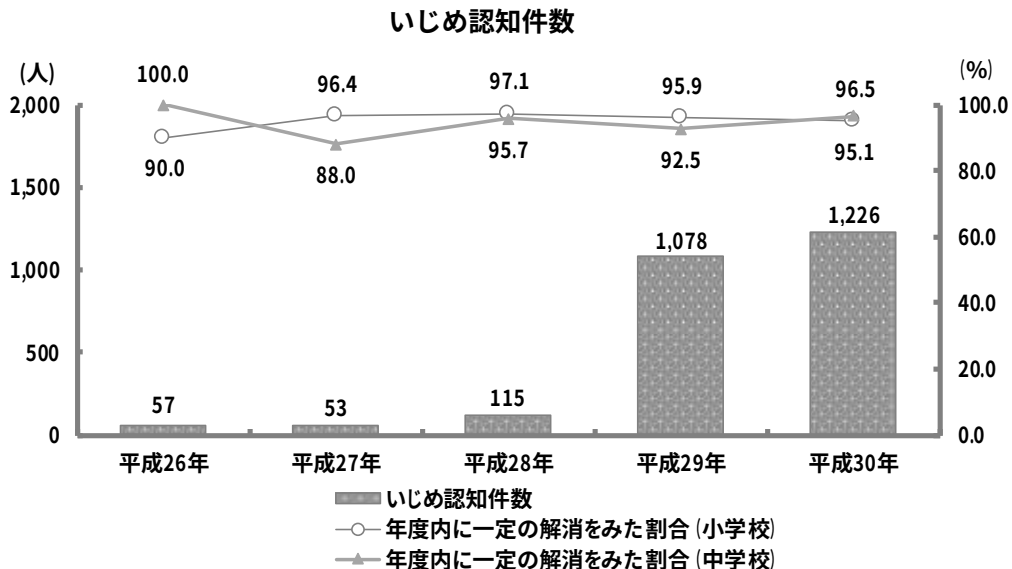
本市の要保護児童数は減少傾向にあり、生徒数は平成 28 年以降減少傾向となっています。平成 30 年で要保護児童数が 19 人、生徒数が 13 人となっています。



資料：市の統計

⑥ いじめ認知件数の推移

本市のいじめ認知件数は平成 27 年以降年々増加しており、平成 30 年で 1,078 件と過去 5 年間で約 20 倍に増加しています。また、学校生活において発生したいじめのうち、年度内に一定の解決をみた件数の割合はいずれも増減をくり返しながら横ばいとなっており、平成 30 年で小学校が 95.1%、中学校が 96.5%となっています。

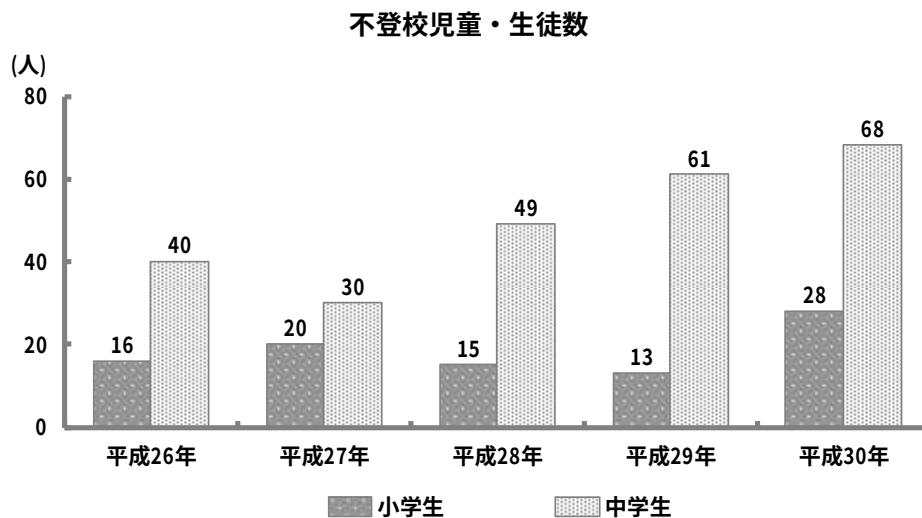


※平成29年度より、いじめの認知件数が大幅に増加していますが、これはいじめの認知の解釈について、内容の程度等に関わらず、原則として他の児童生徒から受けた行為により苦痛を感じた場合は、全ていじめとして認知をすることになったためです。

資料：市の統計

⑦ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は、小学生では増減を繰り返しており、中学生は平成 27 年以降年々増加しています。平成 30 年で小学生が 28 人、中学生は 68 人となっています。



資料：市の統計

2 ニーズ調査からの課題

(1) 調査の概要

① 調査の目的

市内子育て家庭の皆様から子ども・子育て支援のための施設やサービスの利用について、現状とご希望をお聞かせいただくためにアンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

② 調査の対象

ア：国立市在住の就学前児童のいる家庭から 1,800 人を無作為抽出
(0 歳～5 歳までの各年代より 300 名ずつ)

イ：国立市在住の小学生のいる家庭から 900 人を無作為抽出
(1 年生～3 年生の各年代より 300 名ずつ)

ウ：国立市在住の小学 5 年生から 300 人を無作為抽出

エ：国立市在住の中学 2 年生から 300 人を無作為抽出

オ：国立市在住の平成 13 年度生まれの方から 300 人を無作為抽出

③ 調査期間

平成 30 年 11 月 19 日から平成 30 年 12 月 3 日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	1,800 通	912 通	50.7%
小学生の保護者	900 通	489 通	54.3%
小学 5 年生	300 通	122 通	40.7%
中学 2 年生	300 通	112 通	37.3%
平成 13 年度生まれの方	300 通	88 通	29.3%
合計	3,600 通	1,723 通	47.9%

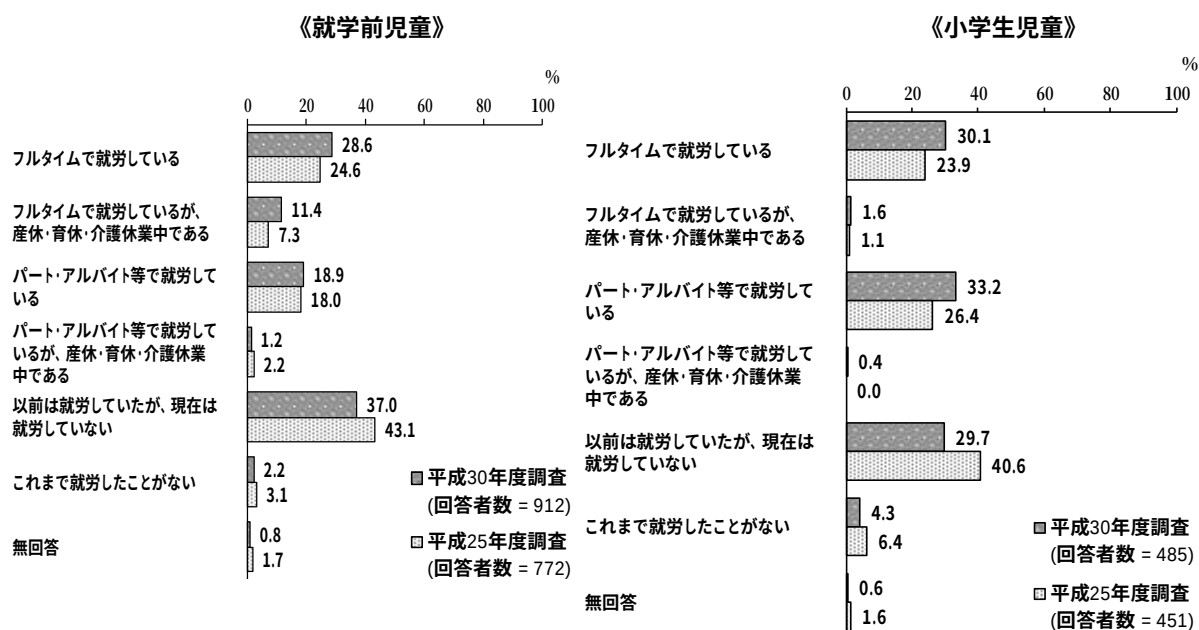
(2) ニーズ調査からの課題・・・・・・・・

① 増加する保育ニーズの増加への対応について

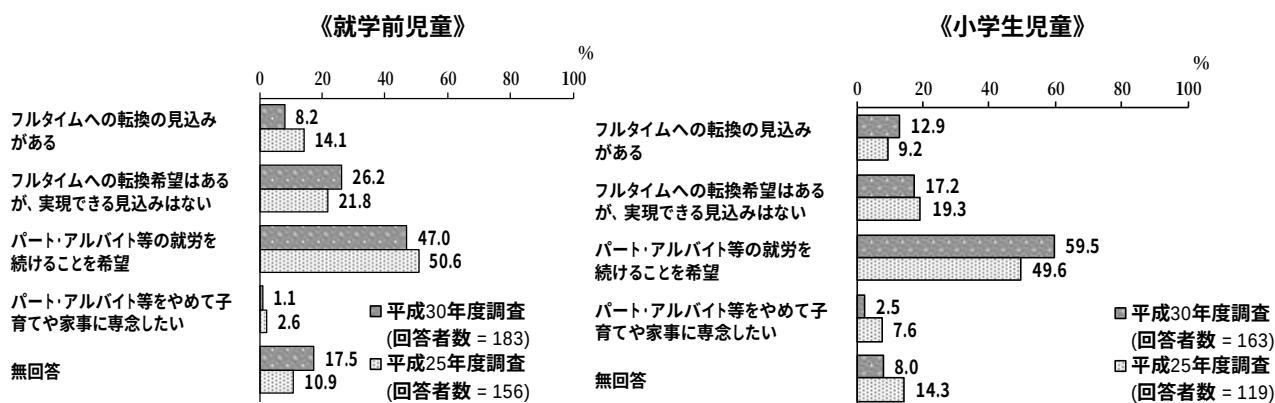
就学前児童の保護者では、フルタイムで働いている母親は 28.6%、パート・アルバイトで働いている母親は 18.9%と、平成 25 年度調査よりも増加しており、今後とも保育ニーズの増加が見込まれます。

また、パート・アルバイトで働いている母親のフルタイムへの転換希望のある人は就学前児童の保護者で 34.4%、小学生の保護者で 30.1%となっています。その中で実現できる見込みのある人は1割程度となっています。就学前児童のパート・アルバイトで働いている母親の3人に1人はフルタイムへの転換希望があり、潜在的な保育ニーズがあることがうかがえ、増加する保育ニーズへの対応が求められます。

【問 11(1)[問 7 (1)] 母親の就労状況】



【問 12(1)[問 8 (1)] 母親のパートタイムからフルタイム勤務への意向】



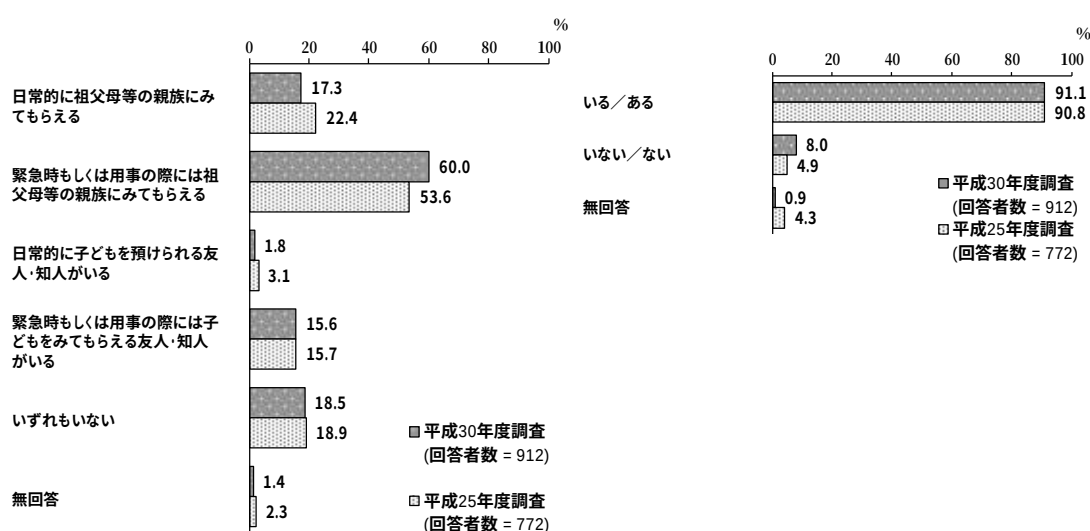
② 子育ての状況について

就学前児童の保護者、日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人のある人は2割程度となっており、平成25年度調査より減少傾向にあります。引き続き、地域での子育て支援等の充実が求められます。

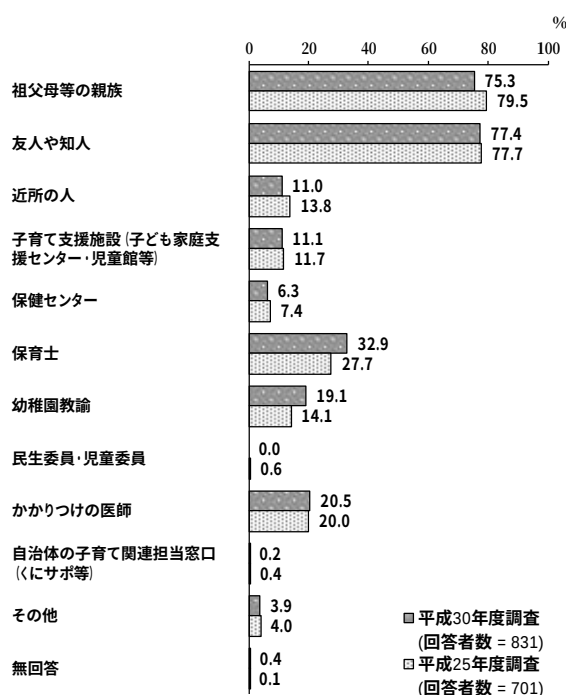
また、子育ての相談相手は、就学前児童の保護者において、身近な親族や知人、近所の人の場合が多くなっています。一方、公的な相談機関の利用は数%となっており、身近な親族や知人、近所の人の場合が多く、相談内容に応じて公的な相談機関の周知を図ることも必要です。

【問8 主な親族等の協力者の状況《就学前児童》】

【問9 気軽に相談できる人の有無《就学前児童》】



【問9-1 気軽にできる相談者の状況《就学前児童》】

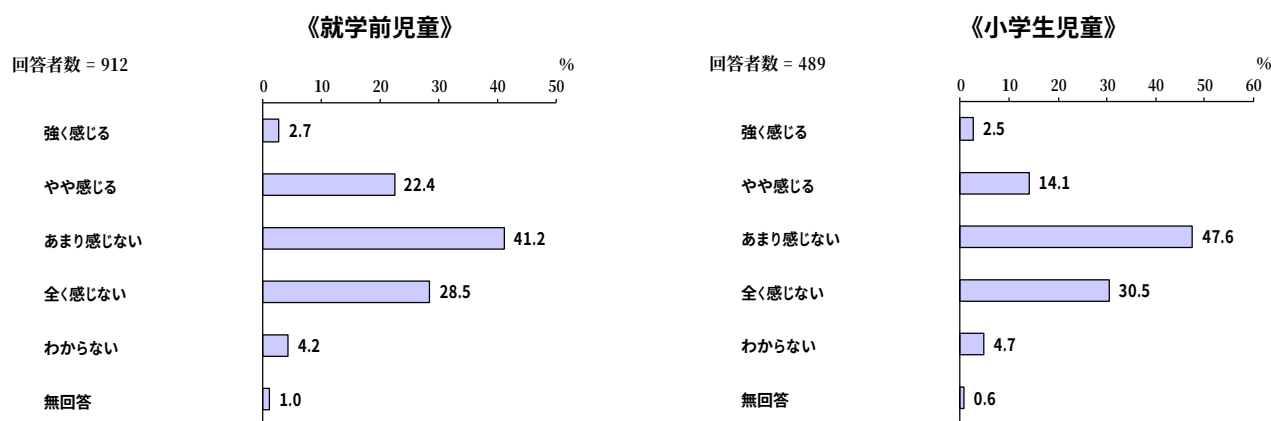


③ 地域による子育て家庭や子どもの見守りについて

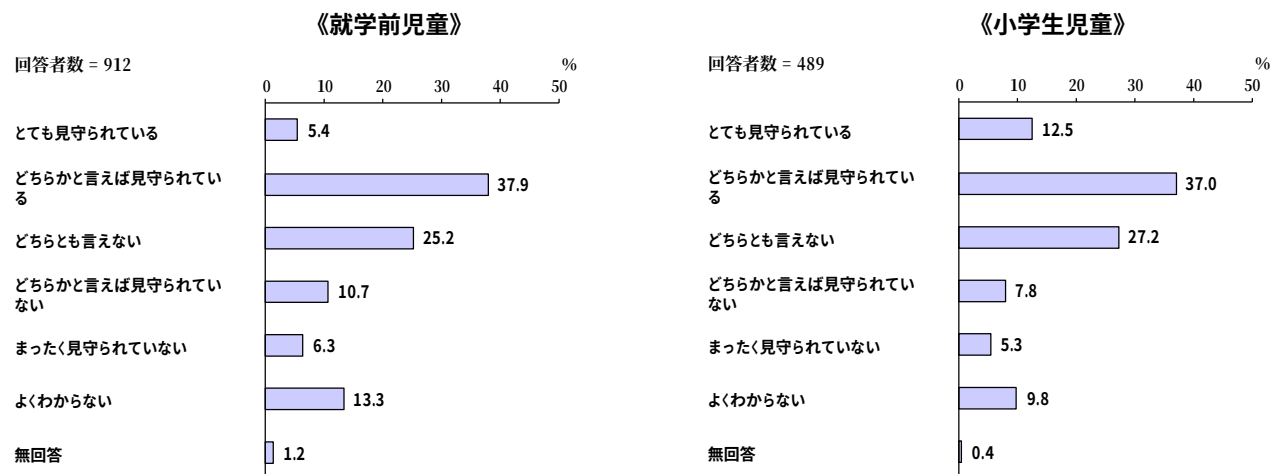
日常生活において孤立感を感じている割合が就学前児童の保護者で 25.1%、小学生の保護者で 16.6%、また、地域の人から見守られていると思わない人が1割から2割程度みえます。近所との付き合いのない人も数%います。保護者からは、地域での子どもの見守りを求める意見も多くあり、子育て家庭と地域とのつながりをいかに作っていくかが課題となります。

地域が子どもたちを見守る仕組みづくり、子育てを行う親を支援する仕組みづくりなど、地域による子育て家庭や子どもの見守り体制の充実をはかることが必要です。子どもを取り巻く環境は複雑化・多様化しており、育児に不安を抱える人が地域から孤立しないように、地域で子どもを見守り、子育て世代が安心して地域で生活できる地域づくりが必要です。

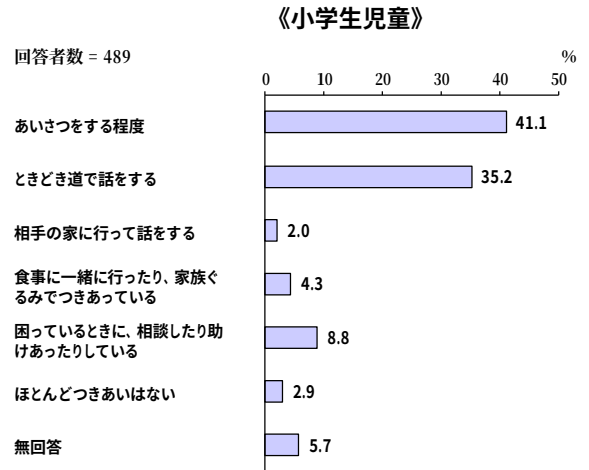
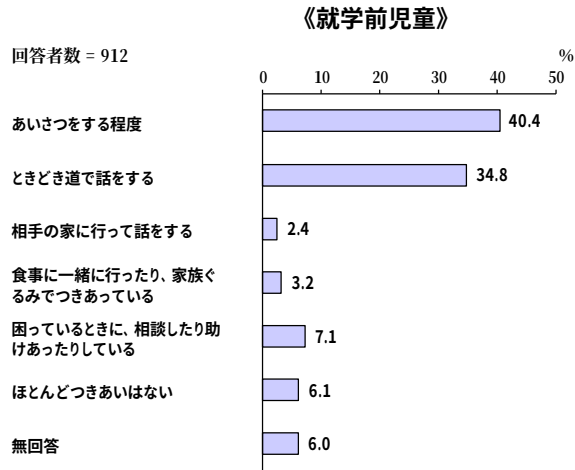
【問 35[問 19] 日常生活における孤立感】



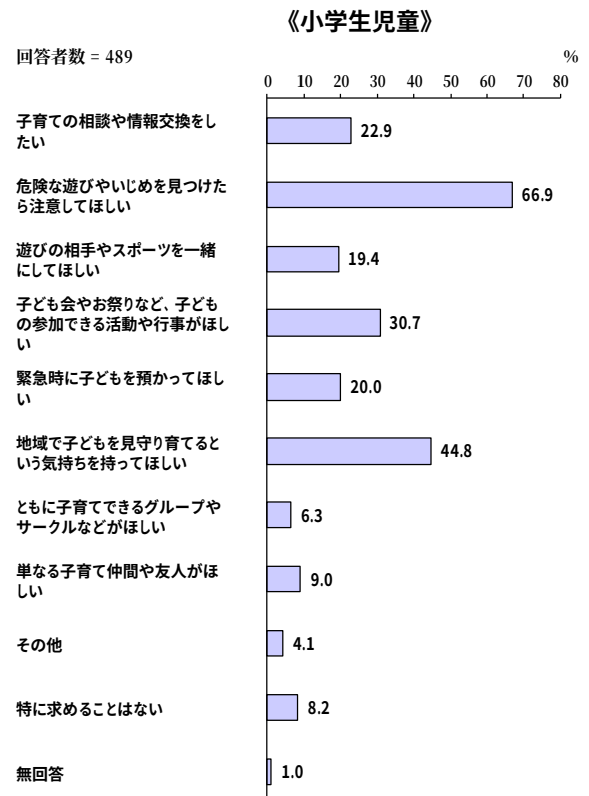
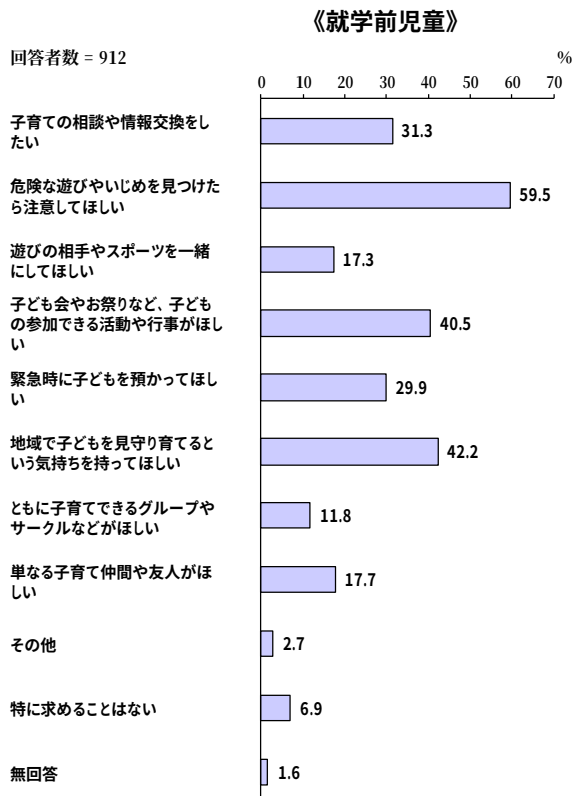
【問 36[問 20] 地域の人からの見守り】



【問 37[問 21] 近所とのつきあいの頻度】



【問 38[問 22] 子育てするにあたって地域に求めること】

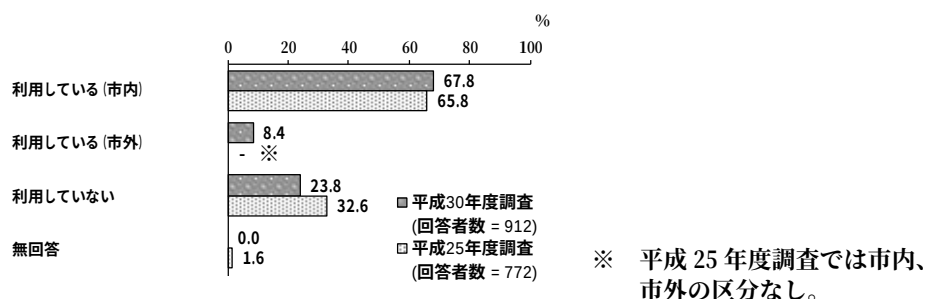


④ 地域による子育て家庭や子どもの見守りについて

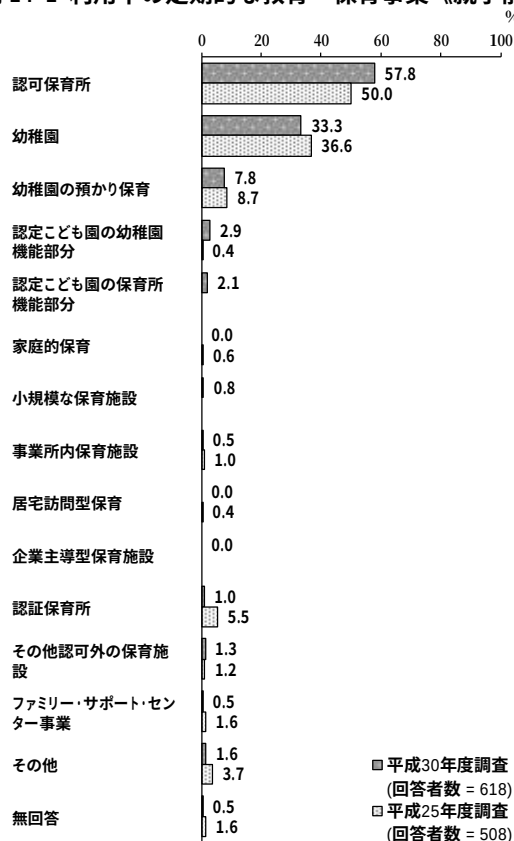
平日の「定期的な」教育・保育事業を利用している割合は 67.8%であり、平成 25 年度調査より 2 ポイント増加しています。その内、認可保育所の利用割合が増加しています。子どもの年齢別でみると、0～2歳で認可保育所、3歳以上では認可保育所と幼稚園の利用割合が高くなっています。また、利用意向をみると、幼稚園と幼稚園の預かり保育については現状の利用割合より高く、特に3歳以上で高くなっています。

今後も、市民ニーズを考慮し、多様な子育てニーズに対応していくため、平日の教育・保育事業の整備検討が重要となります。

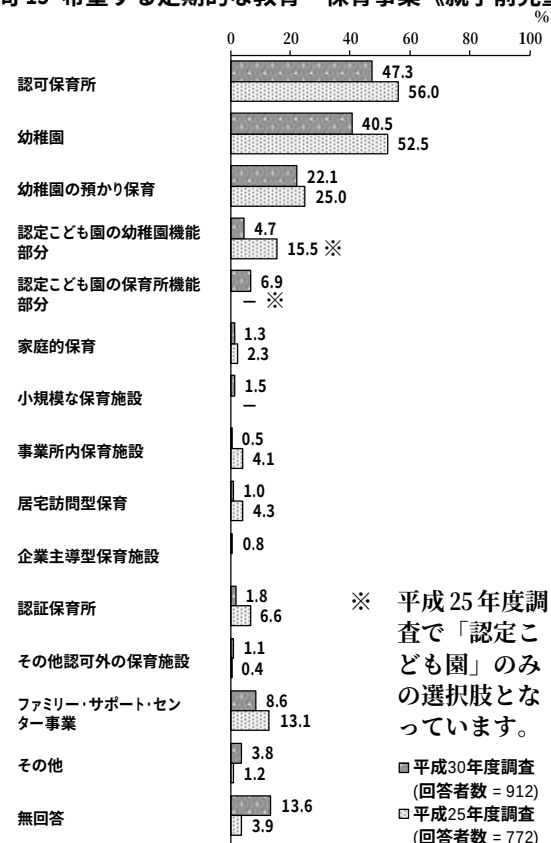
【問 14 定期的な教育・保育事業の利用状況《就学前児童》】



【問 14-1 利用中の定期的な教育・保育事業《就学前児童》】



【問 15 希望する定期的な教育・保育事業《就学前児童》】



【問 14-1 子ども年齢別利用中の定期的な教育・保育事業《就学前児童》】

単位：％

区分	有効回答数 (件)	認可保育所	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認定こども園の幼稚園機能部分	認定こども園の保育所機能部分	家庭的保育	小規模な保育施設	事業所内保育施設	居宅訪問型保育	企業主導型保育施設	認証保育所	その他認可外の保育施設	ファミリー・サポート・センター事業	その他	無回答
0歳児	43	74.4	4.7	4.7	2.3	4.7	—	—	2.3	—	—	7.0	—	—	—	—
1歳児	79	84.8	2.5	—	—	5.1	—	3.8	2.5	—	—	1.3	1.3	2.5	3.8	—
2歳児	99	75.8	19.2	—	2.0	1.0	—	1.0	—	—	—	2.0	—	—	1.0	—
3歳児	124	46.8	44.4	8.9	4.8	1.6	—	—	—	—	—	—	3.2	0.8	0.8	0.8
4歳児	135	43.7	46.7	11.9	3.7	2.2	—	—	—	—	—	—	1.5	—	0.7	0.7
5歳児	120	45.8	50.0	14.2	3.3	0.8	—	—	—	—	—	—	0.8	—	3.3	—

【問 15 子ども年齢別希望する定期的な教育・保育事業《就学前児童》】

単位：％

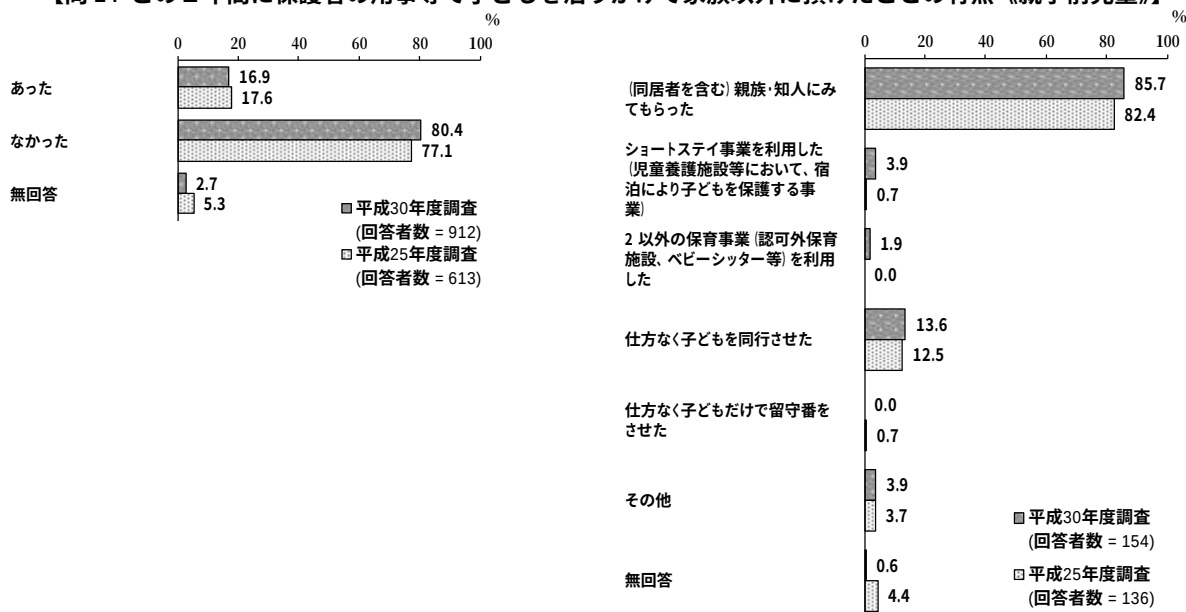
区分	有効回答数 (件)	認可保育所	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認定こども園の幼稚園機能部分	認定こども園の保育所機能部分	家庭的保育	小規模な保育施設	事業所内保育施設	居宅訪問型保育	企業主導型保育施設	認証保育所	その他認可外の保育施設	ファミリー・サポート・センター事業	その他	無回答
0歳児	168	60.1	39.9	15.5	6.0	8.3	2.4	4.8	2.4	1.2	1.2	4.2	1.2	9.5	1.2	8.9
1歳児	148	50.7	37.2	18.2	4.1	8.1	1.4	1.4	0.7	—	0.7	1.4	1.4	10.1	2.7	12.8
2歳児	145	49.7	33.1	18.6	5.5	8.3	1.4	0.7	—	0.7	—	1.4	1.4	9.0	8.3	11.7
3歳児	145	46.2	42.8	24.8	4.1	6.9	—	—	—	0.7	0.7	2.1	1.4	9.0	2.1	15.2
4歳児	151	36.4	42.4	27.2	6.0	6.6	2.0	2.0	—	2.0	1.3	1.3	0.7	7.9	4.0	17.2
5歳児	133	36.8	48.9	30.1	2.3	2.3	0.8	—	—	0.8	0.8	—	0.8	6.8	4.5	15.8

⑤ 多様な保育ニーズ

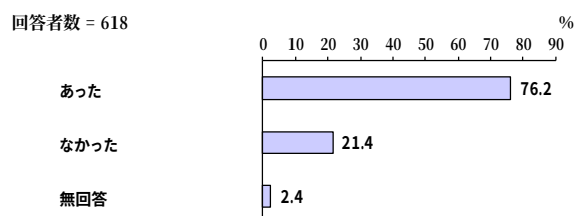
就学前児童で、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことがある割合は 16.9%となっており、その場合の対処方法として、親族・知人にみてもらった割合が 85.7%と平成 25 年度調査と同様に高くなっています。

また、子どもが病気やケガで幼稚園、保育園、学校などを休んだことのある割合は、就学前児童の保護者で 76.2%、小学生の保護者で 52.1%となっています。その対処方法として、母親が休んだ割合が高く、就学前児童で 75.6%、小学生で 54.1%となっています。また、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が就学前児童の保護者で 45.8%、小学生の保護者で 33.1%となっており、病児・病後児保育、ショートステイなどさまざまな保育ニーズへの対応等の検討が必要です。

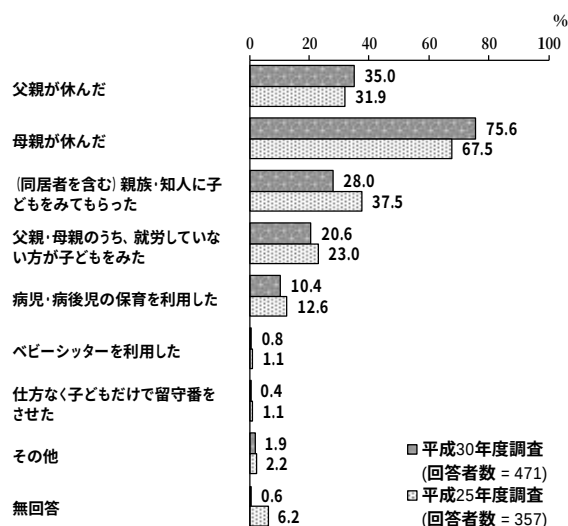
【問 24 この 1 年間に保護者の用事等で子どもを泊りがけで家族以外に預けたことの有無《就学前児童》】



【問 21 病気やケガで、通常の教育・保育事業が利用できなかったことの有無《就学前児童》】

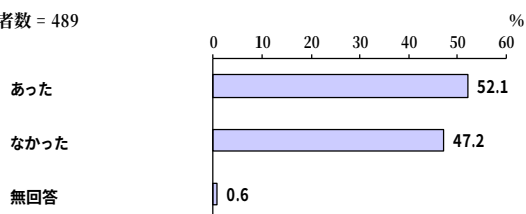


【問 21-1 この 1 年間の対処法《就学前児童》】



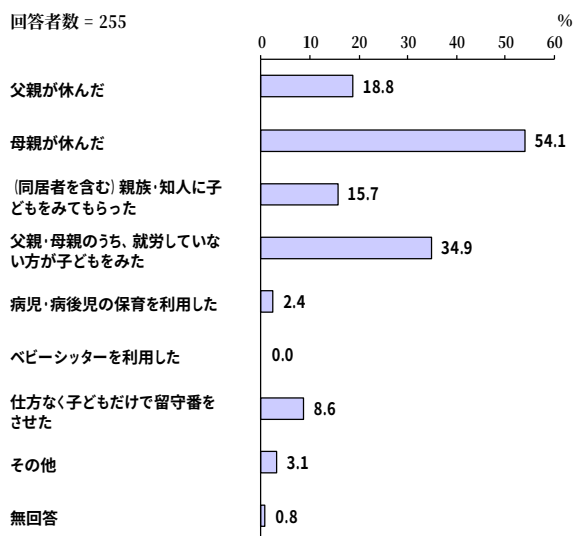
【問 15 病気やケガで、小学校に登校できなかった
ことの有無《小学生児童》】

回答者数 = 489



【問 15-1 この1年間の対処法《小学生児童》】

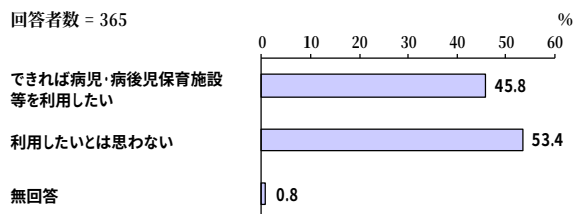
回答者数 = 255



【問 21-2[問 15-2] 父親・母親が休んだ方の病児・病後児保育施設利用意向】

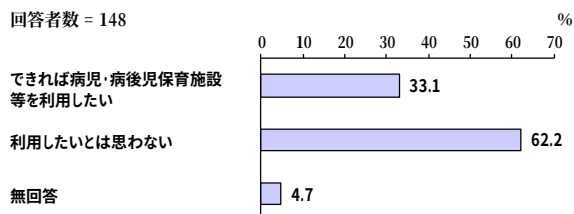
《就学前児童》

回答者数 = 365



《小学生児童》

回答者数 = 148

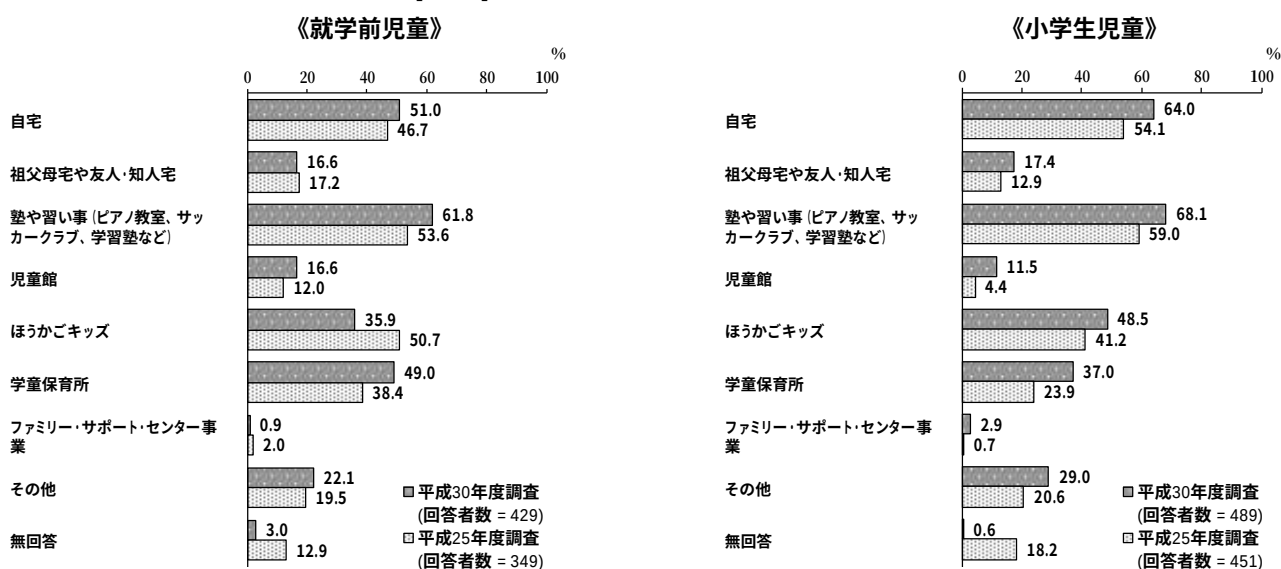


⑥ 子どもの放課後の居場所、子どもの意識について

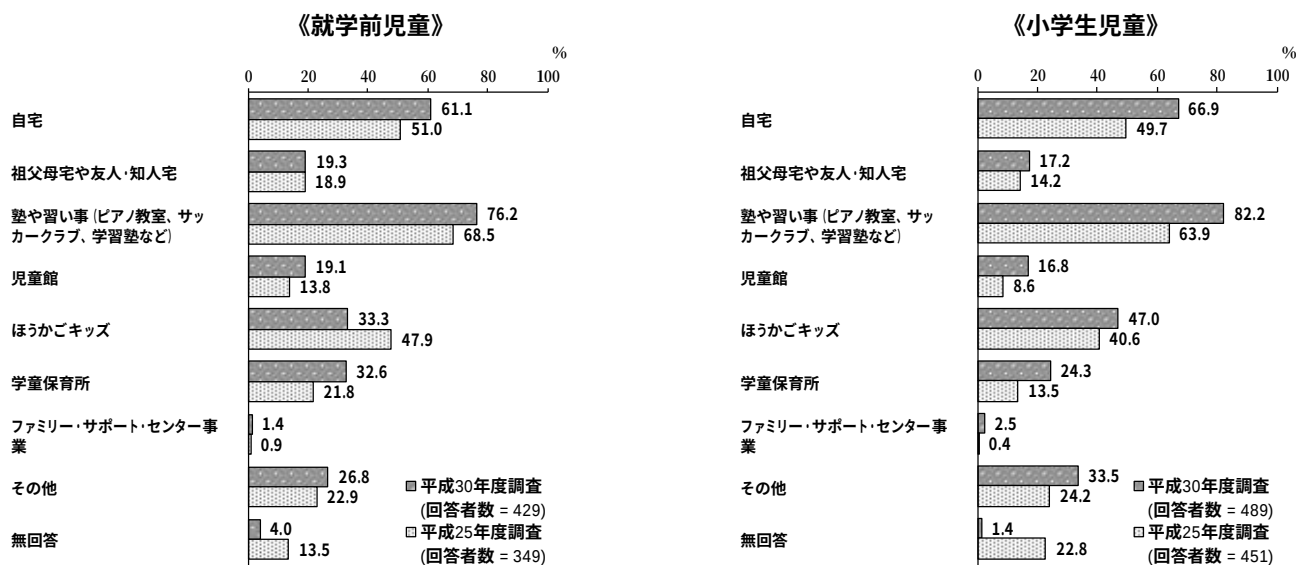
放課後の過ごし方の希望として就学前児童、小学生の保護者ともに、自宅や習い事等の割合が高くなっています。低学年での学童保育所の希望は就学前児童で49.0%、小学生では37.0%となっており、就学前児童は平成25年度調査よりも約10ポイント、小学生で13ポイント程増加しています。増加する放課後児童クラブのニーズへの対応とともに、自由意見からは、子どもが安心・安全に遊ぶことができる場などが求められており、子どもの放課後の居場所づくりを充実していくことが必要です。

また、子どもの年齢が上がるにつれ、「自分のことが好きだ」と思う割合が少なくなる傾向がうかがえます。また、『自分のことを誰もわかってくれない』と思う割合が一定程度います。子どもの健全な育成に向け、自己肯定感やコミュニケーション能力の育成等の教育の充実が重要です。

【問 25[問 10] 小学校低学年の放課後の過ごし方の希望】



【問 26[問 11] 小学校高学年の放課後の過ごし方の希望】

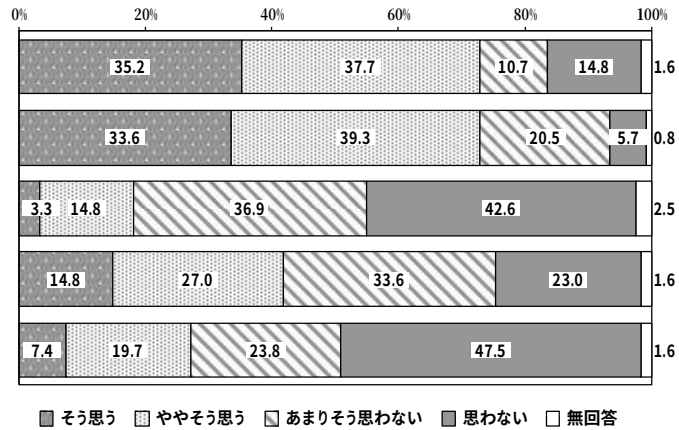


【問 25[問 26]（問 27） 自分自身のことについて】

《小学5年生》

回答者数 = 122

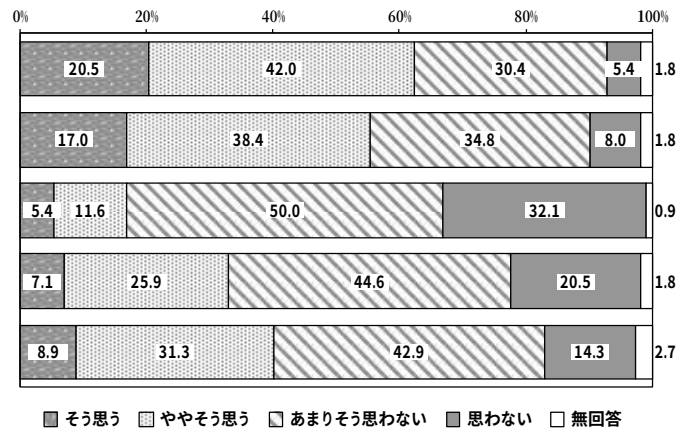
- ① 自分のことが好きだ
- ② 自分は人から必要とされている
- ③ 自分のことを誰もわかってくれない
- ④ まわりの人とあまり違うようにしている
- ⑤ 他人（友人）に必要以上に関わらない



《中学2年生》

回答者数 = 112

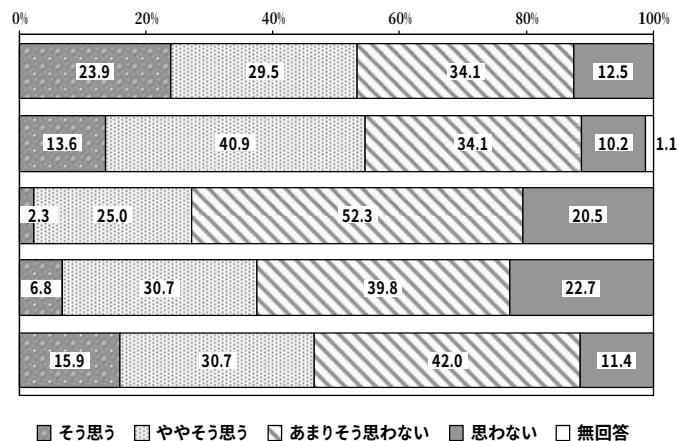
- ① 自分のことが好きだ
- ② 自分は人から必要とされている
- ③ 自分のことを誰もわかってくれない
- ④ まわりの人とあまり違うようにしている
- ⑤ 友だちとの関係はお互い深入りしない



《平成13年度生まれの方》

回答者数 = 88

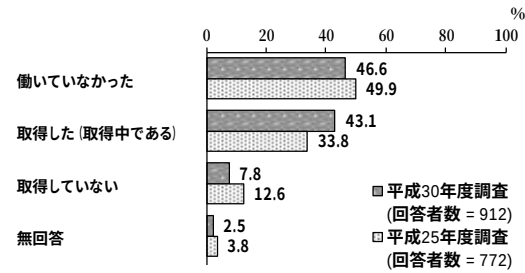
- ① 自分のことが好きだ
- ② 自分は人から必要とされている
- ③ 自分のことを誰もわかってくれない
- ④ まわりの人とあまり違うようにしている
- ⑤ 友だちとの関係はお互い深入りしない



⑦ 育児休業の取得状況について

育児休業を取得した割合をみると、母親で43.1%となっており、平成25年度調査より約9ポイント増加しており、企業等における育休制度の浸透がみられます。今後も男性を含め育休制度の取得に向けた働きかけが必要です。

【問 30(1) 母親の育児休業制度の利用状況《就学前児童》】



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念及び方針について（前書き）案

本計画の前身となる「国立市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前計画」という。）における基本理念については、前計画策定当時に前計画の上位計画であった「第二次国立市子ども総合計画」（以下、「第二次総合計画」という。）において、「子どもの誕生が喜びをもって迎えられとともに、子どもたち一人ひとりが市民として地域の中でも成長が見守られ、家庭の中で家族みんなが成長していく充実感と幸福感を持って子育てができることを大切にします」という明示の下に掲げた「わたらしい育ち、わたらしい子育て、わたしとわたしのつながり、安全で安心できる暮らし」という基本理念を踏襲しておりました。

また、前計画の方針については、前計画が「次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を継承し、かつ、平成27年4月にはじまった「子ども・子育て新制度」に基づく計画として策定したものであることから、「第二次総合計画」の基本理念に則りつつ、子ども・子育て新制度の趣旨である「子どもの最善の利益」が実現されるものとするを基本に、「質の高い教育・保育の提供」、「保育の量的拡大・確保」、「切れ目のない地域子ども・子育て支援の充実」という3つの柱を方針として立てておりました。

その後、「第二次総合計画」の次期計画として、平成28年に「第三次国立市子ども総合計画」（以下、「第三次総合計画」という。）を策定しております。「第三次総合計画」は、これまでの少子化対策や子育て支援対策を総合的に捉えつつ、依然として続く少子化・核家族化や地域のつながりの希薄化、また子育ての孤立感・不安感・負担感が一層増していることに起因する虐待件数等の増加といった社会状況を踏まえ、保護者が子育てについて第一義的責任を果たせる支援と、地域社会全体で子育て家庭を支える仕組みづくりにより輝く未来を築いていくため、新たに「子どもと家族と地域が輝き未来へつながるまち ～いきいき子育て・わくわく子育て～」という基本理念を掲げております。

本計画は、「第三次総合計画」を上位に据え、また、「子ども・子育て新制度」に基づき、「前計画」を継承する行動計画です。上位計画の基本理念を踏襲し、「前計画」と方向性を一に、一人ひとりの子どもがかけがえのない個性ある存在として認められることを保障していくとともに、地域社会全体で子どもと親の育ちを支える仕組みづくりを進め、自己肯定感を感じながら成長していくことが可能となる環境を整備し、安心安全な子育てができるあたたかいまちづくりを目指していくことを、子ども・子育て支援の目指すべき姿とします。

基本理念

子どもと家族と地域が輝き未来へつながるまち

～いきいき子育て・わくわく子育て～

（「第三次国立市子ども総合計画」の基本理念を踏襲）

基本方針

1 質の高い教育・保育の提供

保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、国立市の自然と歴史的な街並みを生かした多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供と、すべての子どもが文京として洗練された質の高い教育・保育環境の整備を進めます。

2 保育の量的拡大・確保

特に乳幼児期における潜在的保育ニーズが高い状況を踏まえ、保育の量的拡大・確保を図ることにより待機児童問題を解消します。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

妊娠・出産前から学童期まで切れ目なく、保護者に寄り添いながら相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための環境を整えます。

（前計画（「国立市子ども・子育て支援事業計画」）を継承）

計画の体系

基本理念	子どもと家族と地域が輝き未来へつながるまち ～いきいき子育て・わくわく子育て～ (「第三次国立市子ども総合計画」)		
基本方針	方針1 質の高い教育・保育の 提供	方針2 保育の量的拡大・確保	方針3 切れ目のない地域子ども・子育て支援の充実
計画項目	第四章 乳幼児期の教育・保育の整備		
	第五章 地域子ども・子育て支援事業の整備		
	第六章 国立市放課後子ども総合プラン		
	第七章 子ども・子育て支援事業の充実に向けた方策		

計画のフローチャート（フロー図）

教育・保育の提供区域

※乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

【担当部署】：児童青少年課

① <事業について>

(1) 本市における事業名	乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策
---------------	-----------------------

② <5年間（平成27年～平成31年）の事業内容>

◆確保実績									
計画年度	利用者区分		㊦ 量の 見込み	㊧確保実績（※各年度4/1時点）					前年比
				教育・ 保育 施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育 事業	認証 保育室	㊧計	
平成27年度	1号認定		806	530	1,317			1,847	1,041
	2号認定	学校教育を希望	210	703	0		0	703	-151
		上記以外	641						
	3号認定	0歳児	214	94		3	12	109	-96
		1・2歳児	564	416		6	42	464	-109
	計		2,435	1,743	1,317	9	54	3,123	685
平成28年度	1号認定		769	414	1,182			1,596	958
	2号認定	学校教育を希望	201	739	0		0	739	-52
		上記以外	611						
	3号認定	0歳児	209	114		3 (8)	12	137	-71
		1・2歳児	553	455		6 (12)	42	515	-58
	計		2,343	1,722	1,182	9 (20)	54	2,987	777
平成29年度	1号認定		732	414	1,182			1,596	995
	2号認定	学校教育を希望	191	745	0		0	745	-13
		上記以外	582						
	3号認定	0歳児	204	118		8	6	132	-66
		1・2歳児	539	473		20	24	517	-44
	計		2,248	1,750	1,182	28	30	2,990	872
平成30年度	1号認定		865	414	1,182			1,596	731
	2号認定	学校教育を希望	188	793	0		0	793	-1
		上記以外	574						-2
	3号認定	0歳児	147	115		6	6	127	-3
		1・2歳児	203	509		22	24	555	-35
	計		2,449	1,831	1,182	28	30	3,071	-105
平成31年度	1号認定		856	414	1,182			1,596	740
	2号認定	学校教育を希望	185	838	0		0	838	132
		上記以外	562						13
	3号認定	0歳児	148	127		8	0	135	14
		1・2歳児	201	562		20	0	582	0
	計		2,463	1,941	1,182	28		3,151	938
			2,175						1,134

◆待機児童数の推移

<旧定義>	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H27.4	32	64	15	6	1	1	119
H28.4	12	45	41	10	1	0	109
H29.4	24	71	24	2	4	0	125
H30.4	17	37	19	5	3	0	81
H31.4	29	54	4	7	0	4	98

<新定義>	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H27.4	25	55	13	6	0	0	99
H28.4	6	32	32	10	1	0	81
H29.4	18	59	20	2	2	0	101
H30.4	13	21	15	3	1	0	53
H31.4	12	31	0	3	0	0	46

◆平成 31 年 4 月時点の申込状況等

幼稚園等（幼稚園（施設型）・幼稚園（確認を受けない）・認定こども園（1号））

	3歳	4歳	5歳	計
市内園の定員数	479	541	576	1596
利用児童数(市民)	208	230	235	673
利用児童数(市外)	101	100	95	296
利用児童数計	309	330	330	969

市外園に通園する 市民	36	54	58	155
----------------	----	----	----	-----

保育園等（認可保育所・認定こども園（2号）・地域型保育事業所）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員数	135	275	307	276	277	285	1555
入所申込数	159	340	309	315	286	267	1676
利用児童数	130	286	305	308	286	263	1578
待機児童(旧)	29	54	4	7	0	4	98
待機児童(新)	12	31	0	3	0	0	46

※（旧）：旧定義、（新）：新定義

- ・平成 27 年度…さゆり Nursery（0～2 歳、定員 30 名）開園
- ・平成 28 年度…小百合学園の認定こども園化（0～5 歳、保育定員 66 名）、きたひだまり保育園（0～2 歳、定員 60 名）開園
- ・平成 29 年度…こぐまこどものいえ認可化（0～2 歳、定員 27 名）、あじさい保育園（0～2 歳、定員 19 名）開園
国立市保育支援型幼稚園事業の開始
- ・平成 30 年度…国立たいよう保育園（0～5 歳、定員 66 名）開園、北保育園改修（定員+15 名）
- ・平成 31 年度…さくらっこ保育園認可化（0～2 歳、定員 30 名）、国立クムクム保育園（0～5 歳、定員 80 名）開園

③ <課題>

■ 5年間（平成 27 年度～平成 31 年度）を通しての課題

- これまで施設整備に努めてきたところであるが、保育需要の伸びもあり、平成 31 年 4 月時点においてもなお待機児童が生じている。平成 31 年 4 月時点の待機児童数をみると、0 歳・1 歳に待機児童が集中していることがわかる。
- 待機児童の状況について分析をすると、これまでで最も待機児童数の多かった平成 29 年 4 月には、特に 1 歳において「フルタイム共働きでも保育園に入れない」と言われるほどの状況があったところ、30 年度、31 年度の施設整備により、この状況からはほぼ脱却したということができ、また、求職要件で入所申込みをしている方が増加しているということができる。

	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 31 年 4 月
「フルタイム共働き」の割合（全体）	35.6 %	35.8 %	17.4 %
「フルタイム共働き」の割合（1 歳）	49.2 %	52.4 %	9.7 %
新定義待機児童保護者の基準指数平均（全体）	145.3 pt	142.9 pt	130.6 pt
新定義待機児童保護者の基準指数平均（1 歳）	152.0 pt	152.9 pt	125.0 pt

- 保育所等の定員数をみると、2 歳児の定員数＞3 歳児の定員数となっており、国立市においても、「3 歳の壁」問題が生じかねない状況にあり、注意が必要である（これまでのところ、3 歳児の弾力的受入や、幼稚園への進級者もいることから、2 歳児までの園を卒園した方の進級先が確保できない状況は生じていない）



④ <今後（令和 2 年度～令和 6 年度）の方向性>

■ 今後の方向性

- 上記の分析を踏まえ、今後の待機児童解消対策においては、以下の方向性をもって取り組んでいくこととする。
 - ① 新規施設整備について
待機児童の減少に伴い、今後、規模の小さい 0～2 歳の保育園の整備を行う。ただし、保育需要の動向に注意しながら、市内既存保育園・幼稚園等との十分な意見交換の上で、整備することとする。同時に、「3 歳の壁」の拡大につながらないような措置を講じた施設整備とする。
 - ② 幼稚園教育への理解の推進
分析結果から、短時間就労の方も保育園への入所申込みをしている状況がうかがえる一方で、国立市内の各幼稚園は、預かり保育の充実等に力を入れていることから、それらの就労ニーズに応えつつ、各幼稚園の特色ある幼児教育を提供することができる。「3 歳の壁」問題への対応ともなることから、各幼稚園と協力し、保護者への PR 強化等、更なる幼稚園教育への理解の推進を図る。
 - ③ 認証保育所等の入所者への対応策
認可保育所等への入所を希望していながら入所できず、やむを得ず認証保育所等の認可外保育施設に入所している児童への対応策について、検討する。
 - ④ 新規施設整備以外の対策を検討する
施設整備を要しない対応策（例：ベビーシッター利用支援事業等）について検討する。

【その他】

現時点で計画されている施設整備等については以下のとおり

- ◇ R1.8～ 国立ひまわり保育園（北 3-7-14） 認可保育所新設（0～5 歳、定員 131 名）
…H31.4 開設を目指していた案件であるが、地域住民との調整に時間を要し、開設遅延したもの
- ◇ R2.1～ 国立富士見台団地風の子（富士見台 3-7） 認定こども園移行（3～5 歳、保育定員 20 名）
…現行の幼稚園類似施設・認可外保育施設である幼児教室風の子が、無償化政策の施行に合わせて認可化を図るもの。保育定員 20 名＋教育定員 15 名＝総定員 35 名

⑤ <市民の声>

■市民の声（ニーズ調査より抜粋）

<保育の質について>

- ・ 保育園を増やすことも大切ですが、幼少期に親子が安心して過ごすことが大切と考えている。母親の育児休暇の取得や職場の環境の改善を両論で、ただ預かるだけでなく、親子との関わりなども考えた保育をして欲しい。
- ・ 最近は保育園に行っている子（市外でも）が多いので、保育園に行かせず、自宅で育てる事に子供の能力や成長に差が付くんじゃないかと心配になることもある。また、自分もパートで良いので働きたい、復帰したい。どうか、保育の環境が良くなって欲しいです。
- ・ 保育所の数を増やすだけでなく、質も高くいられるよう、市の積極的関与を希望します。

<保育の内容について>

- ・ 幼稚園での教育的要素を、保育所でも取り入れてほしい。保育所は平日ほぼ子どもを預け、休日しか一緒にいられない分、習い事などで大切な時間をつぶしたくないので…。
- ・ 幼稚園希望でしたが、幼児無償化のお知らせが直前だったため、経済的に厳しいと思ってあきらめていた。無償化にするなら教育的要素（費用がかかっても）の格差がないようにできたらと思います。
- ・ 私立・公立保育園で、保育料は一緒だが、取り組み（行事の数）が全く違い、大きく差が出ている。●●に行った時、あの保育園は運動に力を入れていたからいい、あの保育園の子は挨拶がしっかりできる等、様々であるが、保育の内容、質は一緒になると良いと思う（難しい事だと思うが…）。

<保育園を増やしてほしい>

- ・ 保育所を増設はしているが、甲州街道より南側、特に谷保地区には保育施設がなく、自転車や車じゃないと保育園に通えない。
- ・ 0～2歳頃までの保育施設を増やして欲しい。現状だと求職中で低年齢の子供を預けるのが本当に難しく、働きたくても働けない女性は多いと思う。
- ・ 保育園が多いのは助かってますが、子どもは外遊びがとっても大切だと思っています。園庭がない保育園へは通わせたくありません。公園が保育園の園庭では、もっと小さい子が遊びにくいです。保育園をつくる時は、園庭も！もしくは公園や体育館も増やしては？

<保育士について>

- ・ 保育園の数を増やすだけでなく、自治体が支援する形で保育士の賃金を増やすことで人数を増やし、まずは保育士がリラックスして仕事をできる環境を作って欲しい。現場の先生方が人数不足による過労で辛そうだと質の事を話すどころではなくなってしまう。子供を育てながら働くためには、保育園はすごく重要です。常に全力で子供達と向き合っている先生方の環境が少しでも良くなりますように。
- ・ 今通っている保育園には、とても満足していて、感謝しかありません。ですが、先生方の中には長期間病欠されている方がいます。職員の方々のストレスや過重労働が心配です。保育や教育の充実を考える上で、先生方の心と体の充実を先に考えるべき事のように感じます。そうすれば、自然と子供や親にも巡ってきます。

<幼稚園の内容について>

- ・ 市内には昔ながらの教育の幼稚園が多い気がする。勉強系、スポーツ系、等もっとバリエーションがあってもいいのでは？

実際幼稚園など先生不足のところでは、加配などでできず、退園を余儀なくされるケースも多い。ADHD要素のある親子の転園は普通の親子のそれに比べて何倍も何十倍も大変。診断後も慣れ親しんだ園で過ごせる政策作りを望みます（市からの加配の派遣、園の先生、保護者に対する講義、説明活動を含む）。ADHDに限らずいろいろな特性や病気を持った子どももその子らしく、地域で暮らせる街作りをお願いします。

⑤ <乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策>

※「2号認定のうち、教育希望が強い」の欄については、No.8-1「一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり）」との間で、記載内容やニーズ量の整理が必要

			令和2年度				
			1号	2号		3号	
			3歳以上	3歳以上保育が必要		1・2歳	0歳
			教育希望	教育希望が強い	左記以外	保育が必要	保育が必要
(参考) 児童数推計			1,731			1,121	539
需要率							
ニーズ量の見込み			757	107	867	646	157
提供量（確保方策）	特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	429		953	601	135
	確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	1182		0	0	0
	特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	0		0	20	8
	認可外保育施設		0		12	18	8
	提供量合計		1611		965	639	151
	過不足分（提供量－ニーズ量）		+854		+98	+1	△6

			令和3年度				
			1号	2号		3号	
			3歳以上	3歳以上保育が必要		1・2歳	0歳
			教育希望	教育希望が強い	左記以外	保育が必要	保育が必要
(参考) 児童数推計			1,723			1,090	535
需要率							
ニーズ量の見込み			754	107	863	628	156
提供量（確保方策）	特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	429		953	601	135
	確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	1182		0	0	0
	特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	0		0	32	14
	認可外保育施設		0		12	18	8
	提供量合計		1611		965	651	157
	過不足分（提供量－ニーズ量）		+857		+102	+23	+1

			令和4年度				
			1号	2号		3号	
			3歳以上	3歳以上保育が必要		1・2歳	0歳
			教育希望	教育希望が強い	左記以外	保育が必要	保育が必要
(参考) 児童数推計			1,677			1,108	529
需要率							
ニーズ量の見込み			733	104	840	639	154
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保 育所、認定 こども園	429		953	601	135
	確認を受け ない幼稚園	上記に該 当しない	1182		0	0	0
	特定地域 型保育事 業	小規模、家 庭的、 居宅訪問 型、 事業所内 保育	0		0	32	14
	認可外保育施設		0		12	18	8
	提供量合計		1611		965	651	157
	過不足分(提供量－ニーズ量)		+878		+125	+12	+3

			令和5年度				
			1号	2号		3号	
			3歳以上	3歳以上保育が必要		1・2歳	0歳
			教育希望	教育希望が強い	左記以外	保育が必要	保育が必要
(参考) 児童数推計			1,667			1,097	527
需要率							
ニーズ量の見込み			729	103	835	632	153
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保 育所、認定 こども園	429		953	601	135
	確認を受け ない幼稚園	上記に該 当しない	1182		0	0	0
	特定地域 型保育事 業	小規模、家 庭的、 居宅訪問 型、 事業所内 保育	0		0	32	14
	認可外保育施設		0		12	18	8
	提供量合計		1611		965	651	157
	過不足分(提供量－ニーズ量)		+882		+130	+19	+4

			令和6年度				
			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
				教育希望 が強い	左記以外		
(参考) 児童数推計			1,632			1,089	521
需要率							
ニーズ量の見込み			714	101	817	628	151
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保 育所、認定 こども園	429		953	601	135
	確認を受け ない幼稚園	上記に該 当しない	1182		0	0	0
	特定地域 型保育事 業	小規模、家 庭的、 居宅訪問 型、 事業所内 保育	0		0	32	14
	認可外保育施設		0		12	18	8
	提供量合計		1611		965	651	157
	過不足分 (提供量－ニーズ量)		+897		+148	+23	+6

【確保の方策】

待機児童が0～2歳に集中している状況に鑑み、今後、規模の小さい0～2歳の保育園の整備を行うことで、令和3年度の待機児童の解消を目指します。ただし、保育需要の動向に注意しながら、市内既存保育園・幼稚園等との十分な意見交換の上で、整備をすすめます。同時に、「3歳の壁」の拡大につながらないような措置を講じます。

＜令和2年度＞

- 既存の保育施設の改修（想定保育定員（特定教育・保育施設）0歳：+3 1歳：+5 2歳：+4）
- 平成31年度より実施しているベビーシッター利用支援事業について、都制度を活用して事業を継続し、さらなる誘導策を講じる（想定保育定員（認可外保育施設）0歳：+5 1歳：+5 2歳：+5）
- 国制度の取扱い変更に伴い、平成31年4月に市内に新設された企業主導型保育施設の定員数を提供量（認可外保育施設）に追加（保育定員（認可外保育施設）0歳：+3 1歳：+4 2歳：+4 3歳：+4 4歳：+4 5歳：+4）

＜令和3年度＞

- 小規模保育施設の新設（想定保育定員（特定地域型保育事業）0歳：+6 1歳：+6 2歳：+6）

＜令和4年度＞

- 必要に応じて年齢構成等の見直しにより効率的な保育に努める

＜令和5年度＞

- 必要に応じて年齢構成等の見直しにより効率的な保育に努める

＜令和6年度＞

- 必要に応じて年齢構成等の見直しにより効率的な保育に努める

※現行の子ども・子育て支援事業計画に記載のある以下の項目については、国の必須記載項目等を勘案しつつ、市の上位計画との整合の観点や、計画全体の中での記載箇所を含め、再検討が必要。項目の確定後、記載の内容詳細について再度検討。

- 2 認定こども園の普及に係る基本的な考え方
- 3 幼稚園教諭と保育士の資質の向上
- 4 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実
- 5 教育・保育施設と地域型保育事業者の役割と連携
- 6 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

1 放課後子ども総合プラン策定にあたって

(1) 趣旨と目的

「放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し平成26年7月に策定。

国立市においては、平成28年3月に、市の行動計画として、「国立市放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、学童保育所と放課後子ども教室の一体的な実施を中心とした両事業の計画的な整備を推進。

この間、国では、放課後子ども総合プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての就学児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とし、向こう5年間を対象とした、「新・放課後子ども総合プラン」を、平成30年9月に策定。

こうした背景を踏まえて国立市では、放課後施策を総合的・計画的に推進するため、新たに「国立市 放課後子ども総合プラン」を策定。

(2) 計画の位置づけ

国は、全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備等していくことが必要であるとし、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について市町村による整備が計画的に進めていけるよう、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、国全体の目標を定めるとともに、市町村には市町村子ども・子育て支援事業計画または市町村行動計画を策定することを求めています。

- 国立市においては、平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、平成27年3月に策定した「国立市子ども・子育て支援事業計画」では、13の事業を地域子ども・子育て支援事業と定められる事業について、各年度における量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めました。
- 国立市放課後子ども総合プランについては、上位計画となる「第三次国立市子ども総合計画」に盛り込んでいます。

(3) 国立市の放課後子ども総合プランが目指す姿

- 国の方針を踏まえ、小学校に就学している全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるように、放課後子ども教室と学童保育所がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に有機的な連携をすることを目指します。
- 国立市では、学童保育所の入所児童数の増加が見込まれている中でも、これまでと同様、「全入」の方針を維持できるよう、教育委員会及び各小学校の協力を得て、特別教室等の放課後の一時的、臨時的な活用を行っていきます。
- 学童保育所及び放課後子ども教室の両事業では、平成 28 年に改正された児童福祉法に規定された「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適正に養育されること」という児童の福祉を保障するための原理に基づき、「子どもの最善の利益」を実現することを目指します。

(4) 計画期間

- 令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間

2 学童保育所と放課後子ども教室の現状と課題

(1) 学童保育所

国立市では、市内7か所の学童保育所で、待機児童を出さない「全入」対応により、小学3年生までの児童の受入れを実施していましたが、児童福祉法の改正を受けて、小学校に就学している全ての児童を対象とすることとしました。

対象の拡大にあたっては、保育所空間の確保が必要であり、そのために、放課後に使用していない特別教室等をお借りできるよう、教育委員会及び学校との協議を重ね、平成30年度から4か所（本町、東、北、南）で試行的に実施し、令和元年度より7か所全てで受入れを開始しました。

(1) 現状

(2) 課題<ニーズ調査より抜粋>

(2) 放課後子ども教室

市立小学校の全校において、市内在住の全ての小学生を対象に、放課後に子どもたちが健やかに過ごす居場所づくりとして、放課後子ども教室推進事業（愛称「ほうかごキッズ」）を実施しています（平成20年度に、教育委員会事務局の所管として、4校（国立市立第二・三・四・七小学校）で先行実施、翌平成21年度から全校実施）。

ここでは、各校週2日、放課後の校庭や体育館、教室等で安心・安全に遊べるよう安全管理員を配置し、様々な遊具を準備し、子どもたちが自由に遊べる空間を作っています。平成28年度からは、各校ともに学校の協力のもと、雨天時にも体育館や教室を借りて実施できるようになり、平成29年度には、夏季休業期間の1～2週間の試行実施し、平成30年度からは各校ともに平常と同じ曜日に実施しています（春休み、冬休み、土・日・祝日などの学校休業日、給食のない日には実施していません）

(1) 現状

(2) 課題<ニーズ調査より抜粋>

3 放課後子ども総合プランの具体的方策等について

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込みおよび目標整備量

- 令和6年度までの学童保育所利用者推計については、令和元年度の実績とニーズ調査の結果を勘案して算出しています。(※確保提供量を記載)

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の2023年度に達成されるべき目標事業量

- 放課後子ども教室は、小学校の校庭の他、特別教室や体育館等を利用して開催していることから、全ての小学校において、学童保育所と放課後子ども教室が一体的に行われており、国が定める一体型の基準を100%満たす体制となっています。

(3) 放課後子ども教室の2023年度までの実施計画

- 学童保育所と放課後子ども教室の一体的な運営と連動する中で、各小学校の理解と協力を得ながら、安心・安全な放課後の居場所の拡充を目指します。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的方策

- 有意義な「放課後の居場所」として
- 学童保育所と放課後子ども教室の担当者と学校関係者が連携する「放課後子ども総合プラン運営委員会」並びに「放課後子ども総合プラン学校区協議会」の実施について
- 高学年向けを含むプログラムの充実について

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的方策

- 現在、市内7か所の学童保育所すべてで、小学校の特別教室を利用しています。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- 学校と教育委員会の協力により、全ての学童保育所並びに放課後子ども教室で、学校のグラウンド、体育館、特別教室が借りられています。
細かい連携については、年度ごとに協定書を取り交わし実施しています。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

- しょうがいへの理解を深め、共助の意識が醸成されるよう、指導・見守りの中で、しょうがいがある人もない人もともに支えあい、地域で安心して暮らすことができる共生社会の考え方、その重要性について伝えていきます。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

- 国立市の学童保育所は、平日は放課後から午後6時まで、土曜日は午前8時30分から午後5時まで実施しています。これに加え、平成24年度からは、平日は午後6時から午後7時までの延長保育と、学校休業日（夏休み等）には午前8時から午前8時30分までの延長保育も実施しています。

(9) 各放課後児童クラブがその役割を徹底し、さらに向上させていくための方策

現在検討中

(10) 放課後児童クラブの育成支援の内容について、利用者や地域住民に周知を推進するための方策

- 学童保育所や放課後キッズにおける地域連携の実施事例を示しながら、より積極的な連携や情報発信を実施していきます。

4 市町村行動計画に盛り込むべき具体的な内容について

(1) 放課後子ども総合プラン策定における「総括的な子どもたちの放課後の過ごし方についての考察」

- (1) 放課後と子どもを取り巻く環境
- (2) 現代の子どもたちを取り巻く環境と抱えている問題
- (3) 子どもたちの放課後が豊かなものとなるために
- (4) その他について

しょうがくせい みな
小学生の皆さんへ

問を^よ読んで、あてはまる^{まる}ところに○をつけてください。答^{こた}えたくないところは、
答^{こた}えなくてもかまいません。

れいわがんねん がつ
令和元年 9月

きにゆう
記入するまえに

- 1 答えは、黒のエンピツでねがいします。
- 2 答えは、あてはまる答えの番号を選び、○でかこんでください。
- 3 答えの○の数は、問題によってちがいますので、よく読んで答えてください。
- 4 「その他」を選んだら、()にくわしい内容を書いてください。

くにたちしこ かにていぶ じどうせいしょうねんか じどう せいしょうねんがかり
国立市子ども家庭部児童青少年課児童・青少年係

問1 あなたはなんねんせい何年生ですか。

1. 1年生 2. 2年生 3. 3年生 4. 4年生 5. 5年生 6. 6年生

問2 ^{がくどうほいくじょ}学童保育所^{かよ}に通ったことはありますか。

- 1. ある** **2. ない**

問3 ほうかごキッズに^{さんか}参加したことはありますか。

- 1. ある** **2. ない**

問4 ^{へいじつ}平日の^{ほうかご}放課後、どこに^{おお}いることが多いですか。(○は3つまで)

1. 自分^{じぶん}の家^{いえ}
2. 祖母^{そぼ}・祖父^{そふ}や親類^{しんるい}（おばさん・おじさん）の家^{いえ}
3. 友達^{とも}たちの家^{いえ}
4. 近所^{きんじょ}の公園^{こうえん}や広場^{ひろば}
5. 学校^{がっこう}の校庭^{こうてい}や体育館^{たいいくかん}など
6. ほか^{ほか}のキッズ
7. 放課後^{ほうかご}学習^{がくしゅう}支援^{しえん}教室^{きょうしつ}（A.S.S.、アフタースクールサポート）
8. 児童館^{じどうかん}
9. 図書館^{としょかん}
10. 塾^{じゅく}や習いごと^{なら}の教室^{きょうしつ}
11. その他^た（ ）

問5 平日の放課後、あなたが過ごしたいと思う場所はどこですか。

(○は3つまで)

1. 自分の家
2. 祖母・祖父や親類（おばさん・おじさん）の家
3. 友だちの家
4. 近所の公園や広場
5. 学校の校庭や体育館など
6. ほうかごキッズ
7. 放課後学習支援教室（A.S.S.、アフタースクールサポート）
8. 学童保育所
9. 児童館
10. 図書館
11. 塾や習いごとの教室
12. その他（ ）

問6 平日の放課後、何をして過ごしたいですか。(○は3つまで)

1. 友だちと校庭や体育館でスポーツなどをして遊ぶ
2. 友だちと公園で遊ぶ
3. 一人で、またはきょうだいとテレビゲーム・パソコンゲームなどをして遊ぶ
4. 友だちとテレビゲーム・パソコンゲームなどをして遊ぶ
5. 絵をかいたり、工作をして遊ぶ
6. テレビやDVDなどを見る
7. 友だちとおしゃべりをする
8. 家族とおしゃべりをする
9. 音楽をきく・楽器を演奏する
10. 読書（マンガもふくむ）をする
11. 勉強（宿題）をする
12. 塾や習いごとに行く
13. 動物・生きものと遊ぶ
14. その他（ ）

ありがとうございました。

【学童保育所等の放課後の子どもの過ごし方に関するアンケート調査】

学童保育所に関して

問1．お子様の学童保育所への通所についてお伺いします。

- ☐ 現在通所させている
☐ 通所させる必要（予定）はない ⇒ 問6以降へ

問2．お子様を何年生まで学童保育所に通所させる必要があるとお考えですか。

- ☐ 1年生まで ☐ 2年生まで ☐ 3年生まで ☐ 4年生まで ☐ 5年生まで ☐ 6年生まで

問3．お子様の通所を必要とするのは、週何日ですか。

- ☐ 毎日（土曜日含む） ☐ 週5日 ☐ 週4日 ☐ 週3日 ☐ 週2日 ☐ 週1日
☐ 夏季・冬季・春季の長期休暇利用のみ

問4．保護者・児童にとって学童保育所はどこに設置されるのが望ましいとお考えですか。

- ☐ 小学校敷地内（校庭など別棟） ☐ 小学校校舎内（教室利用） ☐ 小学校外（児童館併設）

問5．学童保育所でやってもらいたいこと（例：宿題をやるなど）など、学童保育についてご意見ご要望があれば、ご自由にお書きください。※低学年と高学年で内容の違いがあれば、その旨ご記入ください。

[]

放課後の過ごし方に関して

問6．お子様が放課後を過ごすのに望ましい場所はどこだとお考えですか。（複数回答可）

- ☐ 学童保育所 ☐ ほうかごキッズ ☐ 学校（A・S・Sなど） ☐ 児童館 ☐ 自宅や友人宅
☐ 実家（祖父母） ☐ 塾・習い事 ☐ 公園や広場 ☐ その他（例：図書館など）

問7．お子様の放課後の居場所と過ごし方について、ご意見ご要望があれば、ご自由にお書きください。

※低学年と高学年で内容の違いがあれば、その旨ご記入ください。

[]

質問は以上になります。ご協力ありがとうございました。

「国立市子ども総合計画審議会」の今後のスケジュール（案）

回数	日時	審議内容
第1回	令和元年 5月28日(火)	(1) 諮問 ①第2期国立市子ども・子育て支援事業計画の策定 ②国立市新・放課後子ども総合プランの策定 ③第三次国立市子ども総合計画の中間評価 (2)「地域子ども・子育て支援事業(13項目)」の各主管課による分析の報告・評価 【※各担当係長参加：子家セン、児童館、児童青少年課】
第2回	令和元年 6月26日(水)	(1)「地域子ども・子育て支援事業(13項目)」及び「子ども・子育て支援給付(1項目)」の各主管課による分析の報告・評価 【※各担当係長参加：子ども総合相談担当、子ども保健・発達支援係、保育・幼稚園係】
第3回	令和元年 7月30日(火)	(1)「地域子ども・子育て支援事業(13項目)」及び「子ども・子育て支援給付(1項目)」の各主管課による分析の再報告 【※10事業分】
第4回	令和元年 8月27日(火)	(1) 各施策のニーズ量見込み及び確保提供量と、今後の方向性について 【※前回未実施の4事業含む】 (2)「国立市子ども・子育て支援事業計画(国立市新・放課後子ども総合プラン含む)」の骨子案について ※素案については、10月下旬までに委員に送付し、ご意見等いただく予定
第5回	令和元年 11月 日() <11/15 までに実施>	(1)「国立市子ども・子育て支援事業計画」及び「国立市新・放課後子ども総合プラン」(素案)について (2)パブコメ等の実施について(委員会報告の連絡含む) (3)「第三次国立市子ども総合計画」中間評価の各主管課による分析の報告・評価 (※各担当係長参加)
第6回	令和元年 12月 日() <12月下旬頃を予定>	(1)「第三次国立市子ども総合計画」中間評価の各主管課による分析の報告・評価及び重点内容についての確認 (※各担当係長参加)
第7回	令和2年 1月〇日()	(1) パブコメ等の結果報告について(委員会内容の報告含む) (2)「国立市子ども・子育て支援事業計画」及び「国立市新・放課後子ども総合プラン」(案)について
第8回	令和2年 2月〇日()	(1)「第三次国立市子ども総合計画」中間評価の重点内容についての確認 (2)「第三次国立市子ども総合計画」中間評価の報告書(案)について
第9回	令和2年 3月〇日()	(1) 最終報告 (2) 答申